



# 第3次 あくね男女共同参画プラン

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

令和3年3月  
阿久根市



## はじめに

男女共同参画社会基本法が施行されてから22年、我が国では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定・改正等、女性活躍の推進、男女共同参画社会の実現に向けた法整備が進められてきました。

国際的にも、平成27（2015）年に「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、あらゆる分野における女性の活躍が期待されています。

阿久根市においても、平成13（2001）年に「あくね男女共同参画プラン」、平成23（2011）年に「新 あくね男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してまいりました。

しかしながら、今なお、性別による固定的役割分担意識と、それを背景とする社会的慣行が根強く残っているのが現状であり、また、配偶者等からの暴力、児童虐待等、弱者の人権侵害救済も喫緊の課題となっています。

これらの課題解決に加え、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、急激な社会・経済環境の変化に対応していかなくてはなりません。

互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、全ての人々が活躍できる社会の実現を一層推進していくことが、阿久根市の将来にわたる豊かで活力あるまちづくりのために重要です。

このたび、「新 あくね男女共同参画プラン」の計画期間が、令和2（2020）年度末で終了することから、「第3次あくね男女共同参画プラン」を策定いたしました。

また、阿久根市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、本プランの策定に併せて、「阿久根市男女共同参画推進条例」を制定いたしました。

本プランの推進には、市民・事業者・関係機関の皆様との連携が何よりも大切と考えており、プランの着実な推進のため、今後とも御理解と御協力をよろしく願います。

終わりに、本プランの策定に当たり、アンケートに御協力いただきました市民の皆様、御意見や御提言をいただきました阿久根市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

阿久根市長 西 平 良 将



## 目次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格 .....	4
3 計画の期間 .....	5
第2章 計画策定の背景	
1 男女共同参画社会基本法の概要 .....	7
2 国の取組状況 .....	8
(1) 第4次男女共同参画基本計画 .....	8
(2) 第5次男女共同参画基本計画 .....	11
3 県の取組状況 .....	12
4 社会・経済環境の変化 .....	13
(1) 社会全体における状況の変化 .....	13
(2) 女性をめぐる状況の変化 .....	14
(3) 男性の仕事と生活を取り巻く状況 .....	16
(4) 女性に対する暴力をめぐる状況 .....	17
(5) 国際社会への積極的な貢献の重要性 .....	17
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念 .....	19
(1) 男女の人権の尊重 .....	19
(2) 社会における制度又は慣行についての配慮 .....	19
(3) 政策等の立案及び決定への共同参画 .....	19
(4) 家庭生活における活動とその他の活動の両立 .....	19
(5) 教育の場における配慮 .....	19
(6) 心身の健康についての配慮 .....	20
(7) 国際的協調 .....	20
2 基本目標 .....	21
3 計画の体系 .....	22
4 推進体制 .....	23
第4章 計画の内容	
基本目標1 男女共同参画社会意識の浸透 .....	27
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革 .....	29

2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実 .....	30
基本目標2 あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展 .....	32
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 .....	35
2 男女共同参画の視点に立った市民協働による地域課題の解決.....	36
3 防災・環境分野への男女共同参画の推進 .....	36
4 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献(SDGsの推進等) .....	37
基本目標3 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現 .....	40
1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進.....	43
2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進.....	44
基本目標4 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり.....	46
1 配偶者等からの暴力の根絶.....	48
2 男女の人権の尊重と自立への支援 .....	49

## 資料編

1 男女共同参画をめぐる動き .....	53
2 男女共同参画社会基本法 .....	59
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	63
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	71
5 阿久根市男女共同参画推進条例 .....	80
6 阿久根市男女共同参画行政推進会議設置規程 .....	84

# 第1章 計画の概要





# 1 計画策定の趣旨

国では、世界女性会議の動きにあわせて、昭和52(1977)年に「国内行動計画」が策定されたことをきっかけとして、女性の地位向上に関する取組が始まりました。特に平成7(1995)年の第4回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」を受け、平成8(1996)年12月に国のアクションプランに当たる「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が成立し、地方公共団体に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施の責務を課すなど、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられました。その後、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の強化が図られたほか、3次にわたる男女共同参画基本計画に基づく取組を発展させ、平成27(2015)年にさらに実効性のある計画として「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。令和2(2020)年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が新たに策定されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV※1防止法)」の制定や改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」の改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の大幅な改正がなされるなど、法制度面における整備が進められてきました。

加えて、平成19(2007)年にワーク・ライフ・バランス※2の実現を目指して「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、平成27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、これにより働く場面で活躍したいという女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

一方、鹿児島県においては、平成11(1999)年に「かごしまハーモニープラン」、平成20(2008)年に「鹿児島県男女共同参画基本計画」、平成25(2013)年に「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」、平成30(2018)年に「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されています。

本市においても、平成13(2001)年に「あくね男女共同参画プラン」、平成23(2011)年に「新 あくね男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会基本法に基づきながら、男女共同参画社会の実現を目指しています。

これまでの計画に基づく取組により男女共同参画についての意識は広がってきていますが、各種分野での女性の活躍機会の創出や環境の変化に迅速かつ的確に対応する体制づくりなどの課題もみられています。

これらのことから、これまでの取組の検証や市民意識調査、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標の「SDGs※3」や平成28(2016)年4月に完全施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の理念その他国や県の男女共同参画に関する施策の動向等を踏まえながら、社会環境の変化に対応し、本市における男女共同参画社会の実現をより一層推進するため、ここに「第3次あくね男女共同参画プラン」を策定するものです。

**※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)**

「夫や恋人などの親密な関係にある(又は親密な関係にあった)人から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使われることが多いですが、広い意味では女性以外にも家庭内の子どもや高齢者などへの暴力も指します。

また、DVには、身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力も含まれます。

**※2 ワーク・ライフ・バランス**

男女が共に人生の各段階において、仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のことを指します。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を以下のように定義しています。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

**※3 SDGs(エスディー・ジーズ)**

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標です。2030年までに達成すべき17の目標と、この目標をより具体化した169のターゲットを掲げています。

この17の目標のうち「目標5 ジェンダー平等の実現」は、本計画の取組と深い関わりがあります。

## (男女共同参画社会とは)

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

### ① 参画

「参画」とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められている。

### ② 社会の対等な構成員として

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係をもっていることを示している。

### ③ 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画

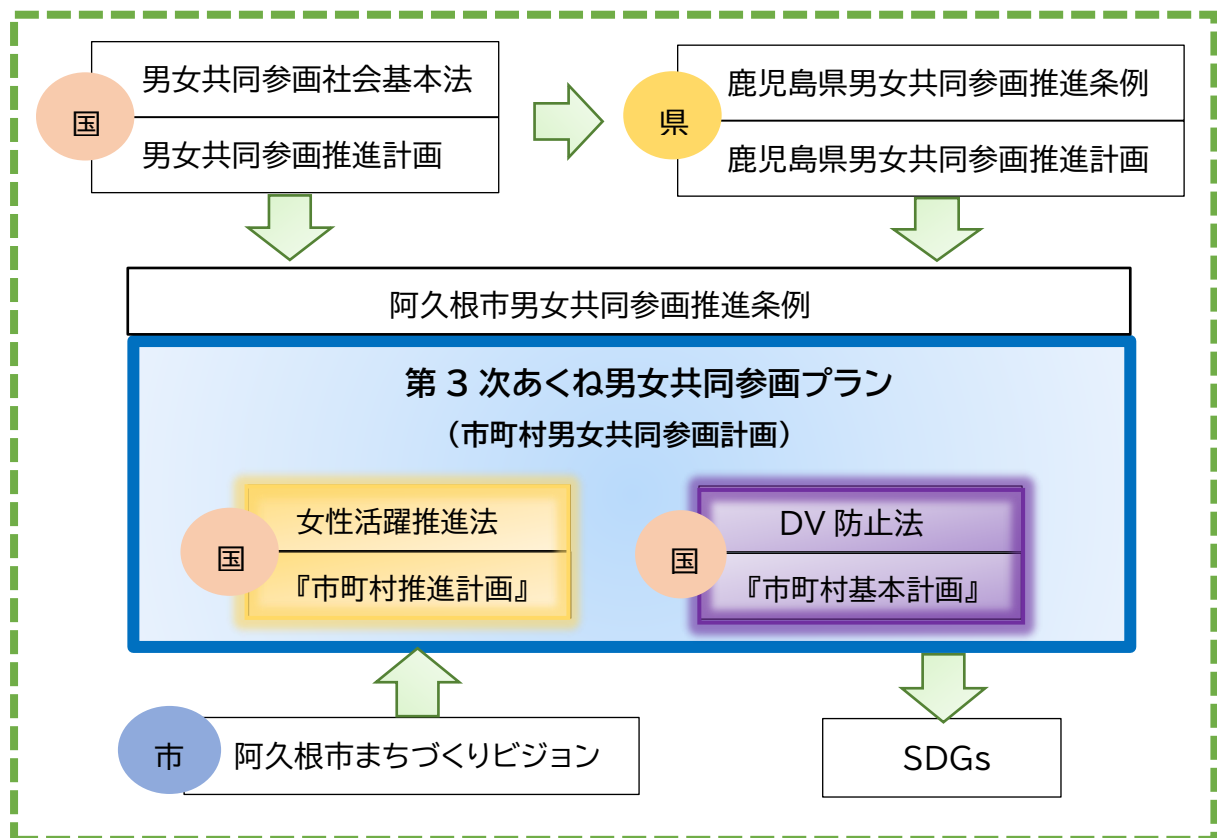
「活動に参画する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要、強制されるものではないことを示している。また、参画する分野は、職域、学校、地域、家庭などあらゆる分野のことを示している。専業主婦を排除するものではない。

### ④ 男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

男女という性別によって利益に違いが生ずるのではなく、男女が個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受することができるとともに、責任の担い方に違いがあるのではなく、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うことを示している。

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「阿久根市男女共同参画推進条例(令和3年3月議会において可決されました。)」第10条第1項に基づくものであり、国の計画や県の条例及び計画を勘案し、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。
- (2) この計画は、「阿久根市まちづくりビジョン」及び関係計画等と連携を図りながら、市の各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えています。
- (3) この計画は、SDGsの5番目の目標「ジェンダー※4平等を実現しよう」を目指すものです。
- (4) この計画は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて市民、事業者、行政が一体となって行う取組の指針となるものです。
- (5) この計画の「基本目標3 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現」は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」として位置付けるものです。
- (6) この計画の「基本目標4 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり」の「(1) 配偶者等からの暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」として位置付けるものです。



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3(2021)年度を初年度とする令和12(2030)年度までの10年間とし、実施事業については5年間で区切りとして見直します。

その他、国内外情勢の動向や社会・経済情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

☆ **女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)とは**

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することで、男女の人權が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする法律です。

【第6条第2項】

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

☆ **DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)とは**

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

【第2条の3第3項】

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

※4 ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」や「女性像」があります。これをジェンダー(社会的性別)といいます。

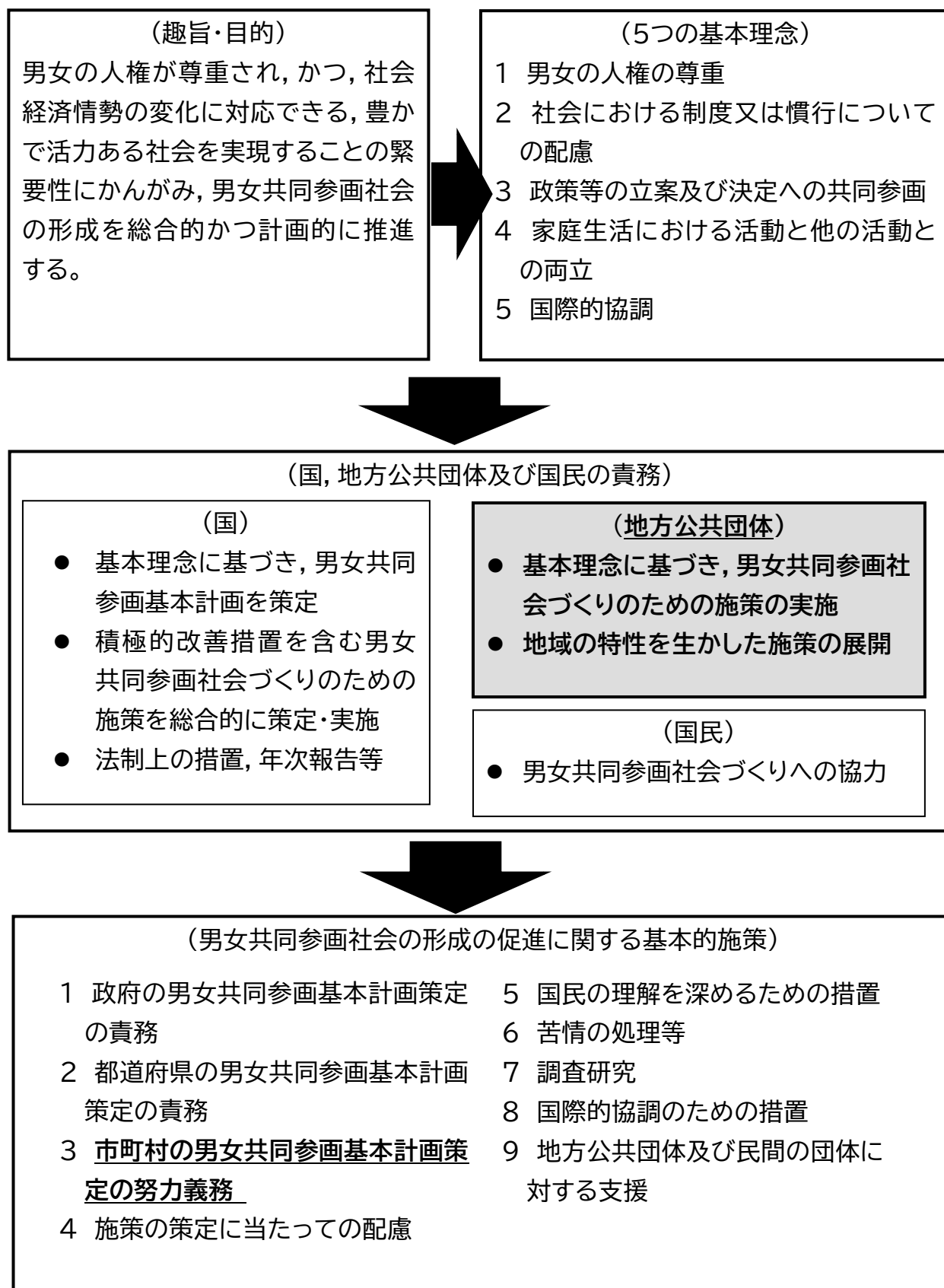


## 第2章 計画策定の背景





# 1 男女共同参画社会基本法の概要



## 2 国の取組状況

### (1) 第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成27(2015)年12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、平成37(令和7)年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32(令和2)年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

#### ア 目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

#### イ 主な特色

##### ■ 政策領域及び政策領域目標の新設

第4次計画における政策目的を明確化し効果的な推進を図るため、次の4つの政策領域を大きな柱として定めるとともに、71の成果目標の中から重点的に監視・評価すべき14項目の政策領域目標を新たに設け、実効性のあるフォローアップを行うこととしています。

- I あらゆる分野における女性の活躍
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- IV 推進体制の整備・強化

##### ■ 12の個別分野と推進体制

I からⅢまでの政策領域の下には、重点的に取り組む12の個別分野を設け、IVの「推進体制の整備・強化」と併せて4つの政策領域の下に、計71の成果目標を設定し、実効性のある具体的な取組を進めることとしています。(第3次計画では15の個別分野と82の成果目標)

## ■ 改めて強調している視点

### <あらゆる分野における女性の活躍>

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- ② あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクション※5の実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

### <安全・安心な暮らしの実現>

- ③ 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- ④ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

### <男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- ⑤ 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画をリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- ⑥ 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

### <推進体制の整備・強化>

- ⑦ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

○ 第4次男女共同参画基本計画(概要)

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
	② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	④ 地域・農山漁村, 環境分野における男女共同参画の推進
	⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	⑧ 貧困, 高齢, 障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革, 理解の促進
	⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

※5 ポジティブ・アクション

過去における社会的構造的な差別によって現在不利益を被っている集団(女性や人種的マイノリティ)に対し, 一定の範囲で特別な機会を提供すること等により, 実質的な機会均等の実現を目指す暫定的な措置のことをいいます。アメリカやオーストラリアでは主にアファーマティブ・アクションを, ヨーロッパではポジティブ・アクションを用いることが多く, 「男女共同参画社会基本法」には, 「積極的改善措置」(第2条, 第8条等)として法制化されています。

## (2) 第5次男女共同参画基本計画

国では、男女共同参画社会基本法に基づき、令和3年度からの第5次男女共同参画基本計画策定に向けて取組を行い、令和2(2020)年12月25日に閣議決定されました。

第5次計画では、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

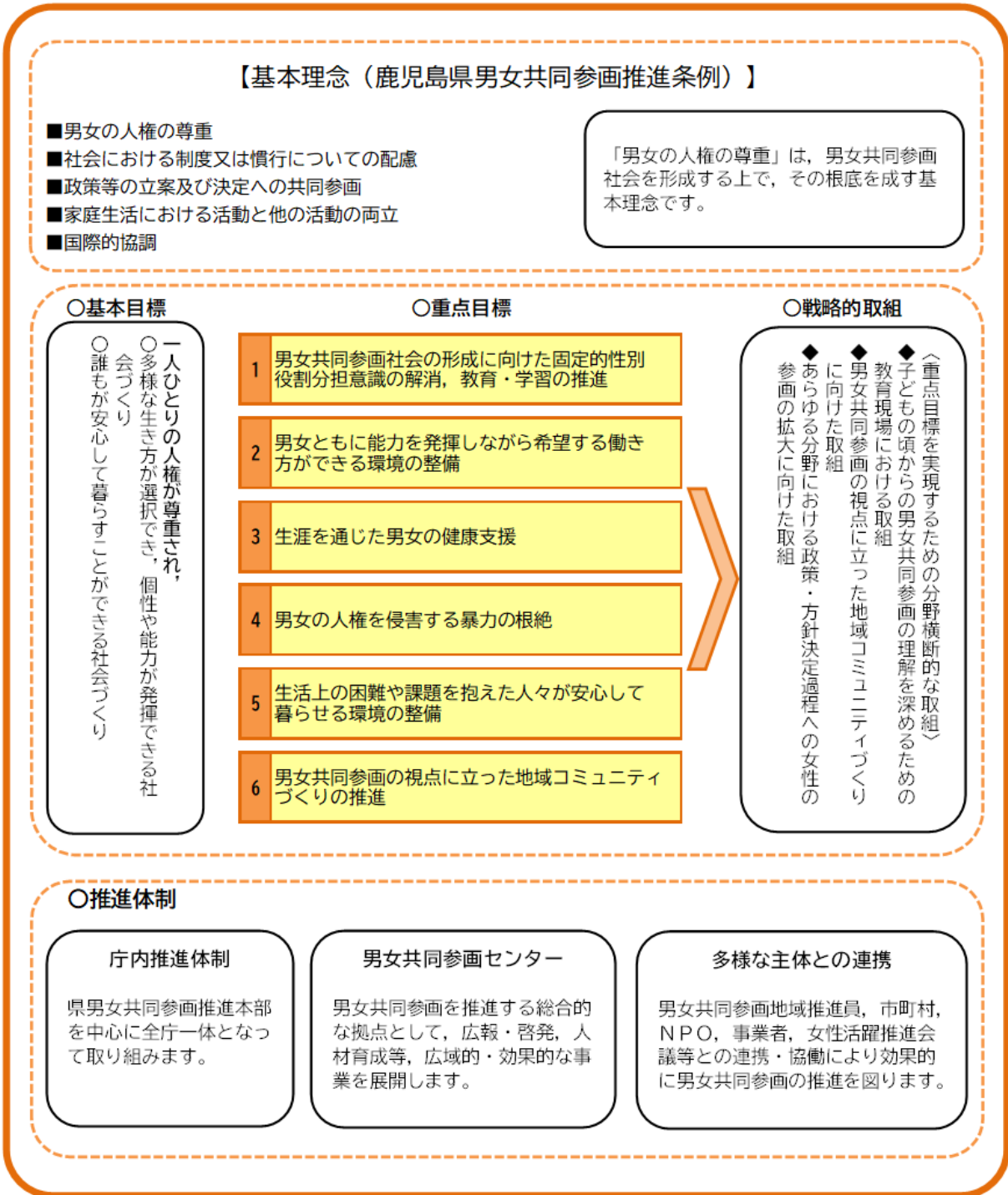
### ○ 第5次男女共同参画基本計画(概要)

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	③ 地域における男女共同参画の推進
	④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
	⑦ 生涯を通じた女性の健康支援
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑧ 防災・復興における男女共同参画の推進
	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	⑩ 教育・メディアを通じた男女双方の意識改革, 理解の促進
	⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### 3 県の取組状況

鹿児島県においては、平成13(2001)年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」(平成14(2002)年施行)、平成30(2018)年には「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」(計画期間:平成30(2018)～34(2022)年度)を策定しています。

#### ○ 第3次鹿児島県男女共同参画基本計画(概要)



## 4 社会・経済環境の変化

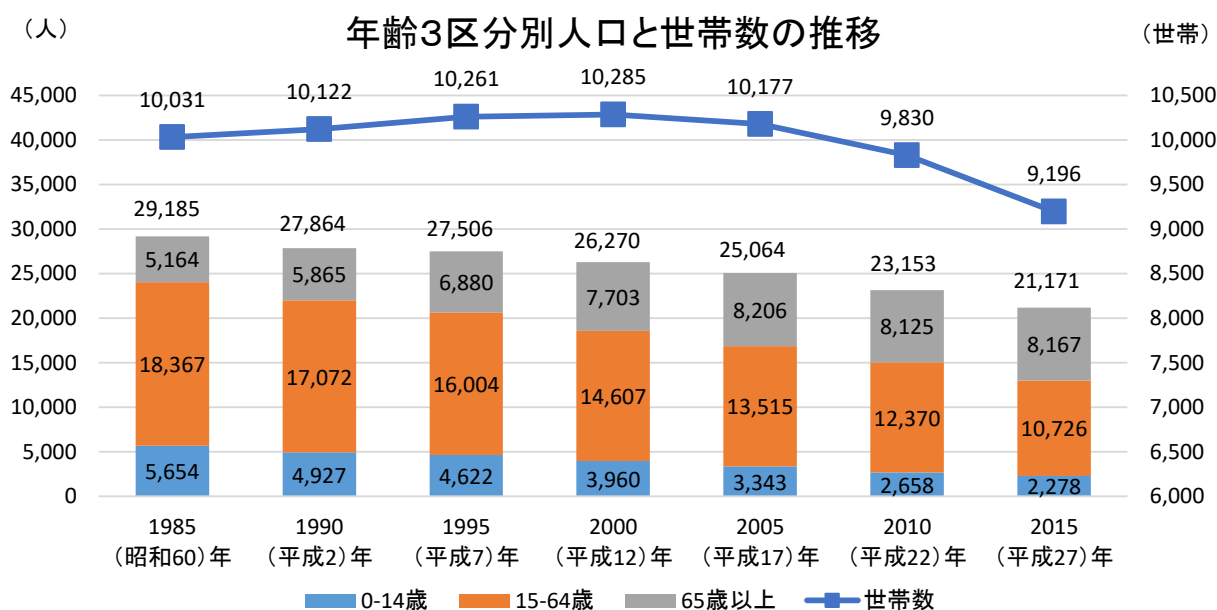
### (1) 社会全体における状況の変化

我が国においては、少子高齢化の急速な進展により、平成20(2008)年をピークに人口減少局面に入り、今後も急減すると見込まれています。

少子高齢化といった人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など、様々な課題が生じている中で、社持続可能な社会の構築や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

また、我が国経済は長引くデフレ※6に苦しみ、力強い持続的な経済成長が実現できない状況が長く続きましたが、近年、企業収益は回復し、ようやく「経済の好循環」が生まれつつありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の発生拡大により住民の生活様式は変容し、また経済活動は大きな影響を受けました。このような中で、健康な生活を確保し、地域経済を力強く回復させていくために、その担い手としての女性の活躍の重要性が増しています。

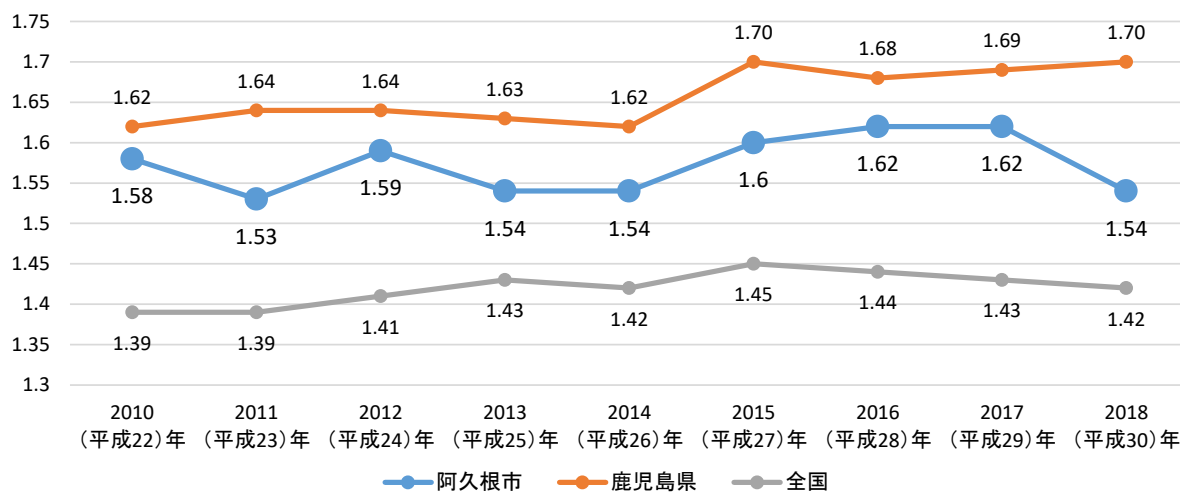
人口減少が進む中、将来にわたって活力ある日本社会を維持するには、持続可能な地域社会を構築する必要があります。人口減少の問題は地域によって状況が異なっており、女性の活躍をめぐる状況や住民の意識も地域によって様々であることから、地域の実情に応じた取組が重要となっています。



資料: 各年国勢調査結果

※年齢不詳は除く。総人口は、年齢不詳が含まれているため、年齢3区分の合計と一致しない場合がある。

## 合計特殊出生率の推移



資料：住民基本台帳 総務省人口統計

※市の値は各年度の出生数を年度末の対象年齢の人口で除して算出。

県の値は翌々年度公表。

## (2) 女性をめぐる状況の変化

### ア M字カーブ※7問題と働き方の二極化

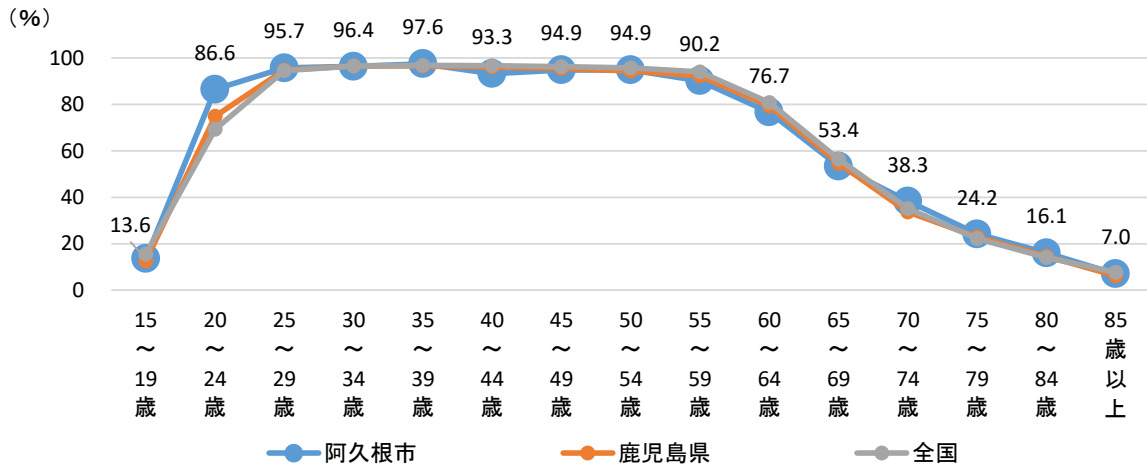
働く女性が増加する中で、第一子出産を機とした女性の離職率が高い実態があることから、約6割の女性が離職するなど、女性の労働力率が子育て等を理由に30歳代で低下する状況は変わっていません。また、働きたいという希望を持ちながら労働市場に参加できていない女性が多く存在するなど、非常に大きな損失となっています。

正規雇用と非正規雇用という、いわゆる「働き方の二極化」への対応もM字カーブ問題と関連する重要な課題です。非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの問題が指摘されていますが、男性雇用者のうち非正規雇用者の割合は約2割であるのに対し、出産・子育てなどによる離職後の再就職に当たって非正規雇用者になる場合が多いことなどから、女性雇用者のうち非正規雇用者の割合は半数を超えています。

加えて、正規雇用者の長時間労働を前提とした働き方が、働き方の二極化を進める要因の一つともされ、正規、非正規を通じた働き方や雇用の在り方の見直しの必要性も指摘されています。

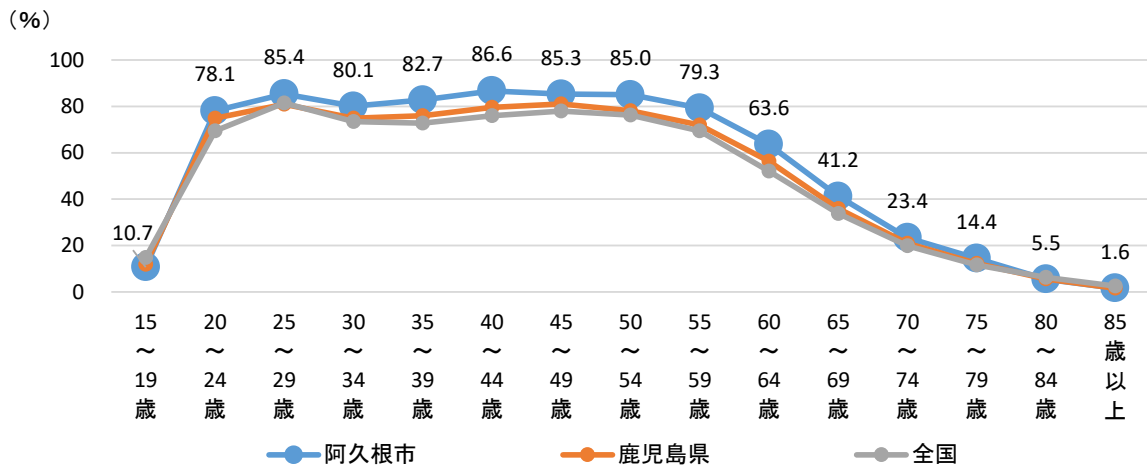


### 男性の労働力率(2015年)



資料: 国勢調査(平成27年)  
 ※表記されている数値は阿久根市の値

### 女性の労働力率(2015年)



資料: 国勢調査(平成27年)  
 ※表記されている数値は阿久根市の値

#### ※6 デフレ

世の中のモノやサービスの価格(物価)が全体的に継続して下落する「デフレーション(deflation)」の略語です。物価下落による企業業績の悪化から賃金が減少し、消費の減退につながり、さらに物価が下落する悪循環のことを「デフレスパイラル」といいます。

#### ※7 M字カーブ

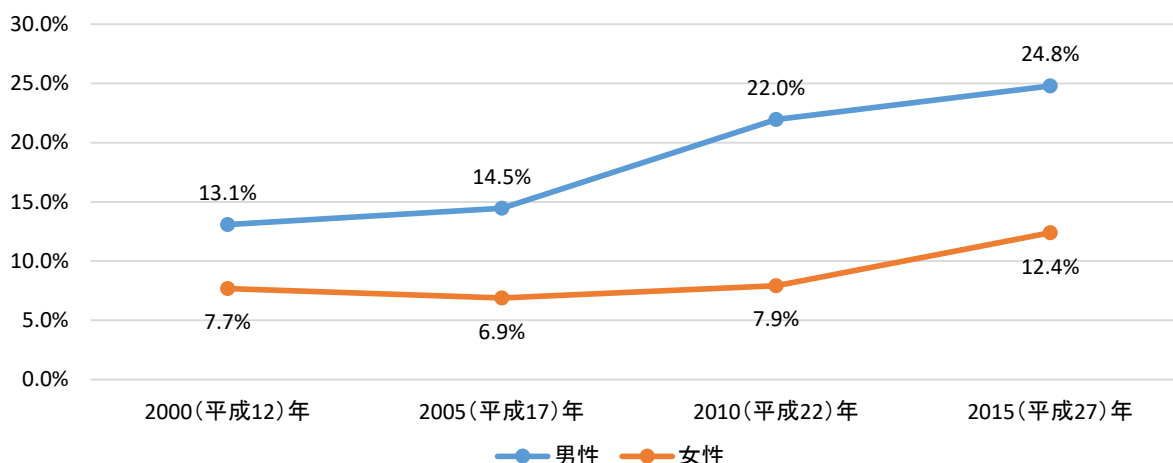
15歳以上の女性の労働力率を年齢階級別にグラフで表したとき、20歳代で上昇し、出産・育児期にあたる30歳代で落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットのM字のような曲線を描く傾向がみられます。この曲線のことを「M字カーブ」といいます。このM字カーブは、結婚や出産を機に退職し、子育てが一段落すると再び就職するという女性労働者の働き方を表しています。

## イ 女性のライフスタイルや世帯構造の変化

平成9(1997)年に、夫婦が共に雇用者である共働き世帯が男性雇用者と無業の妻からなる世帯を上回って以降、共働き世帯は年々増加しているなど、社会における活動や個人の生き方は多様化しています。加えて、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識に基づく従来型の社会システムの下では、高齢化等の進展の中で、事実上女性が多くを担う子育て・家事・介護等の負担が重くなっていくことなども想定されます。そのような中で、男女の多様な生き方を可能とする社会システムへの転換が求められています。

一方、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児・介護等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。

### 生涯未婚率の推移



資料：各年国勢調査

※生涯未婚率は、50歳時の未婚率であり、45～49歳と50～54歳の未婚率の単純平均により算出

### (3) 男性の仕事と生活を取り巻く状況

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、女性の参画は実際には期待されるほどの成果を得られていません。その大きな原因として、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行があります。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、自己啓発や地域コミュニティへの参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっています。このため、男性が置かれている現状の労働環境等について、見直していくことが必要です。

#### (4) 女性に対する暴力をめぐる状況

配偶者等からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。また、近年、SNS※8など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても迅速かつ的確に対応していく必要があります。

#### (5) 国際社会への積極的な貢献の重要性

SDGs(持続可能な開発目標)は、地球に住む全ての人々が暮らしやすい社会を将来に引き継いでいくことを目的に、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された世界共通の目標です。

そのSDGs17の目標のうち5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の形成に不可欠な目標です。

男女共同参画社会の実現は、国際化を推進する上で不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。



※8 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。



## 第3章 計画の基本的な考え方



# 1 基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の形成を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」(第2条)と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

本市の計画は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間にわたり、国の基本計画に基づいた取組を進めることにより、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

## (1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別を受けずに個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

## (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行などが、性別による固定的な役割分担等を反映し、活動の選択に対して中立ではない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、性別によらず、全ての活動が中立的なものになるように配慮されること。

## (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して、参画する機会が確保されること。

## (4) 家庭生活における活動とその他の活動の両立

家族において、家族を構成する全ての人が相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育や家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてお互いに役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動に参加できるよう配慮すること。

## (5) 教育の場における配慮

社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

**(6) 心身の健康についての配慮**

男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮すること。

**(7) 国際的協調**

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な協調の下に行われること。



## 2 基本目標

この計画では、男女共同参画を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、職場、地域社会、学校、家庭などあらゆる場面・分野において、市民一人ひとりの意識に根付くことを目的に、次の4つの基本目標を定めます。

### 基本目標 1

#### 男女共同参画社会意識の浸透

固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会を目指します。

### 基本目標 2

#### あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

生き生きとした活力ある社会を目指します。

### 基本目標 3

#### 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

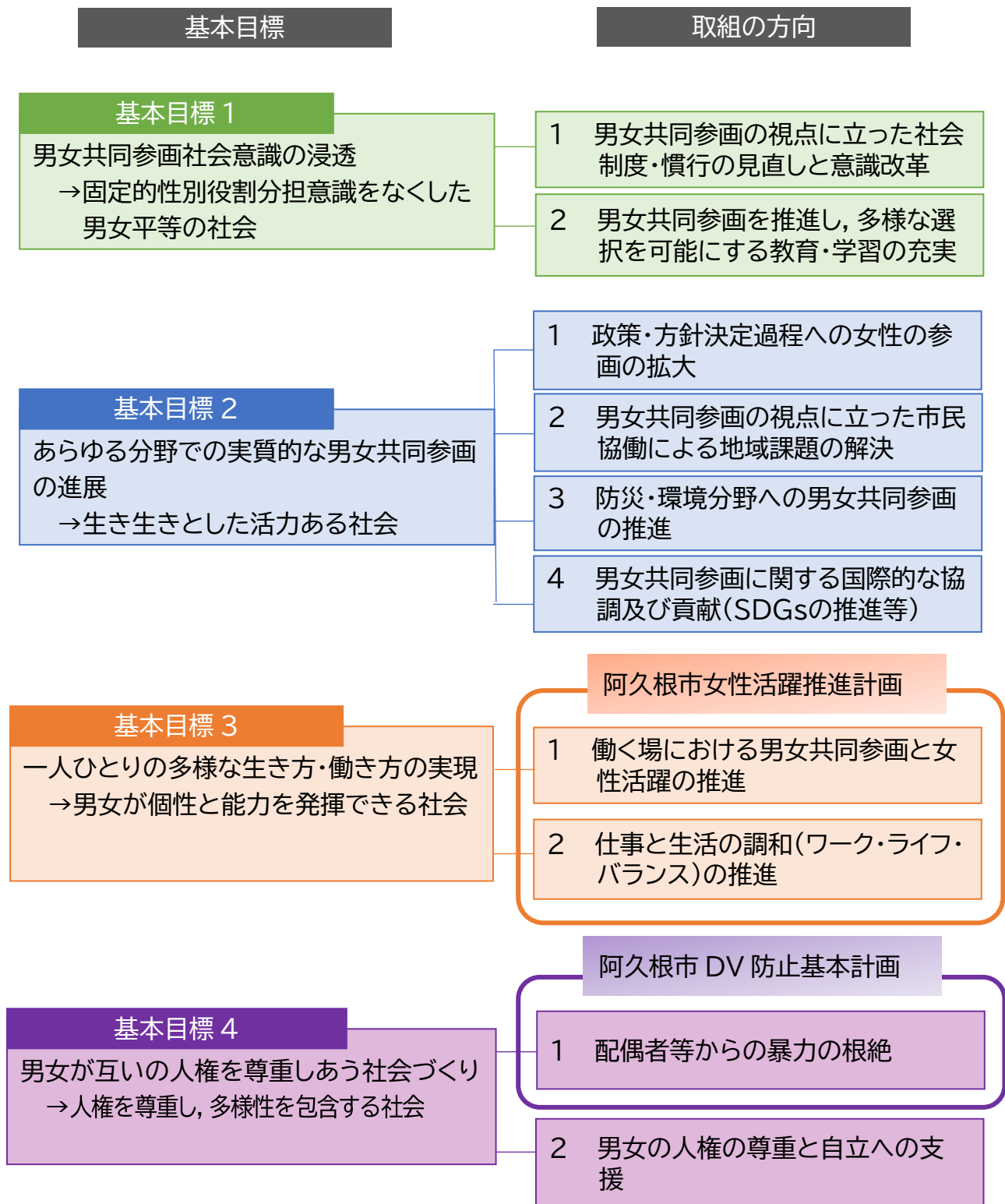
男女が個性と能力を発揮できる社会を目指します。

### 基本目標 4

#### 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

人権を尊重し、多様性を包含する社会を目指します。

### 3 計画の体系



## 4 推進体制

本計画に策定された施策を着実に推進するために、推進体制のより一層の整備に取り組みます。

### (1) 国・県・関係機関・民間との連携

国・県・関係機関・民間との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。

### (2) 推進体制の機能強化

本計画の推進に当たっては、阿久根市男女共同参画審議会の意見や提言をはじめ、市民の意向を尊重し、阿久根市男女共同参画行政推進会議を中心に、関係各課職員で構成する連絡会と連携しながら、総合的かつ計画的な取組を進めます。

### (3) 関連施策の進行管理

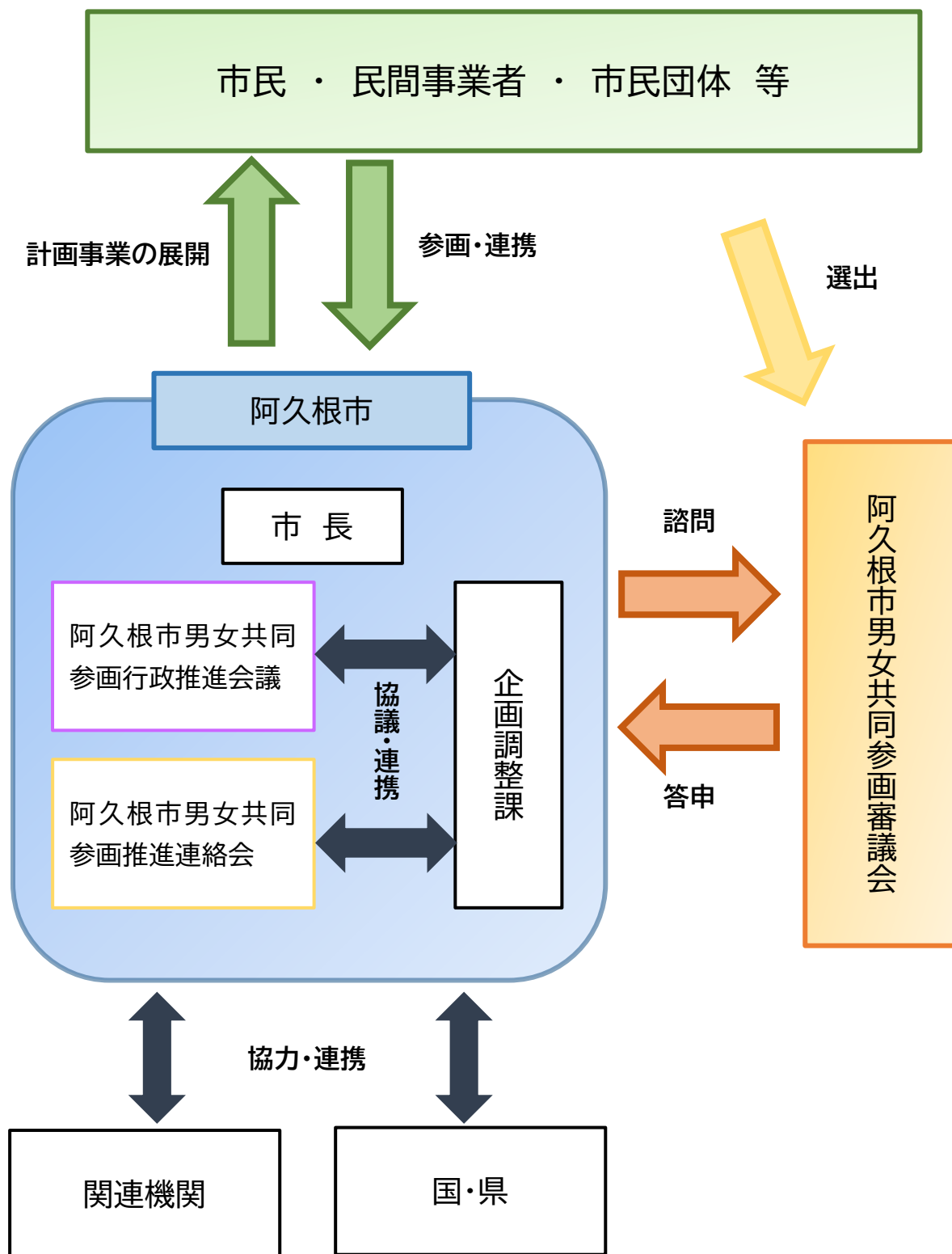
この計画に基づいた関連施策の進行管理は、阿久根市男女共同参画審議会による審議を踏まえ、阿久根市男女共同参画行政推進会議において行います。

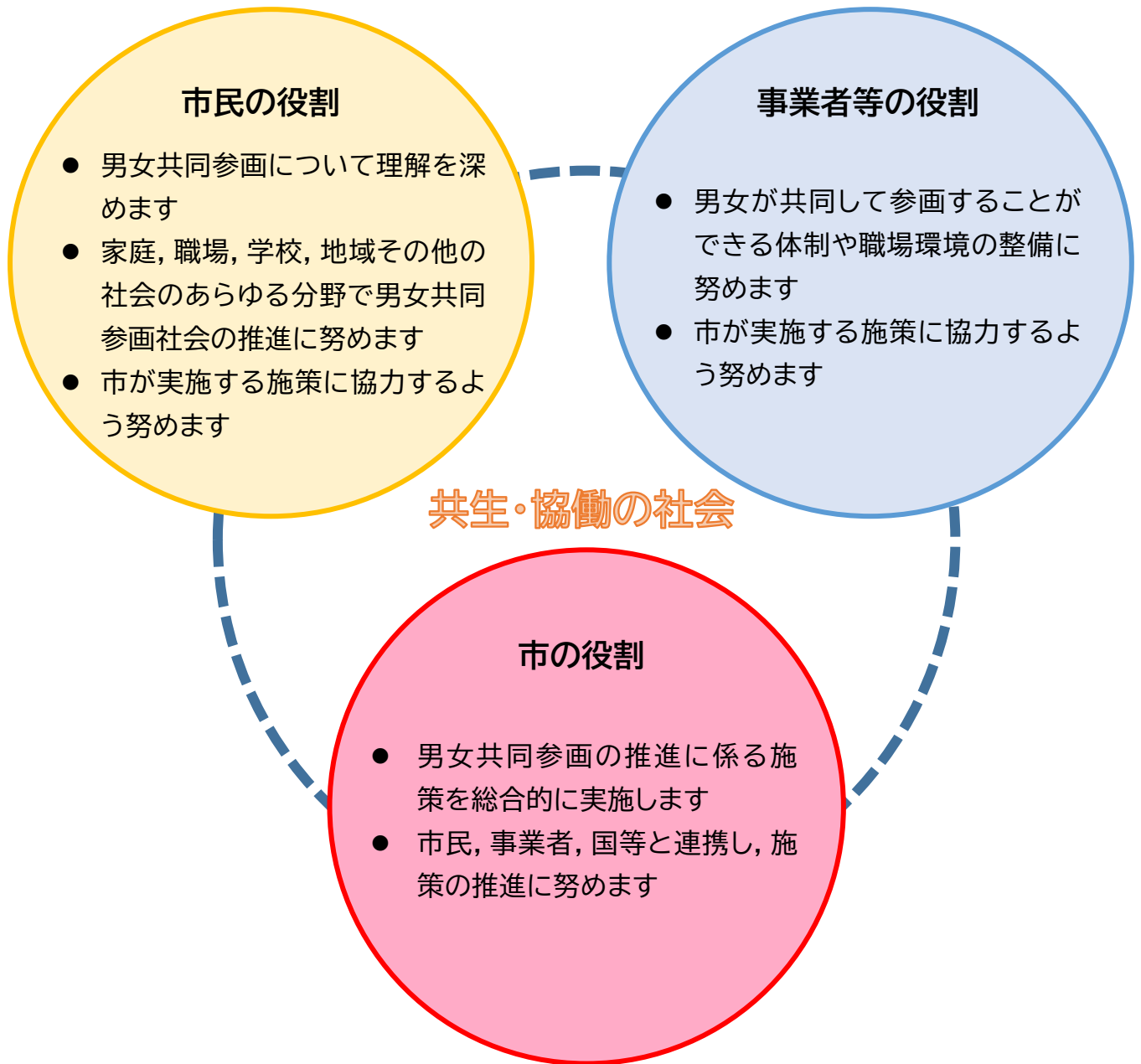
### (4) 計画の総合的評価

この計画に基づいた関連施策の取組を総合的に点検・評価するために、計画の期間内に評価の枠組みや視点を明確にしていきます。

### (5) 市民との協働

市民、コミュニティ、NPO、民間事業所・団体等との協働による取組を進めるために、推進を担う人材の育成を計画的に進めます。





【阿久根市男女共同参画推進条例 第4, 5, 6条から】



## 第4章 計画の内容





## 基本目標1 男女共同参画社会意識の浸透

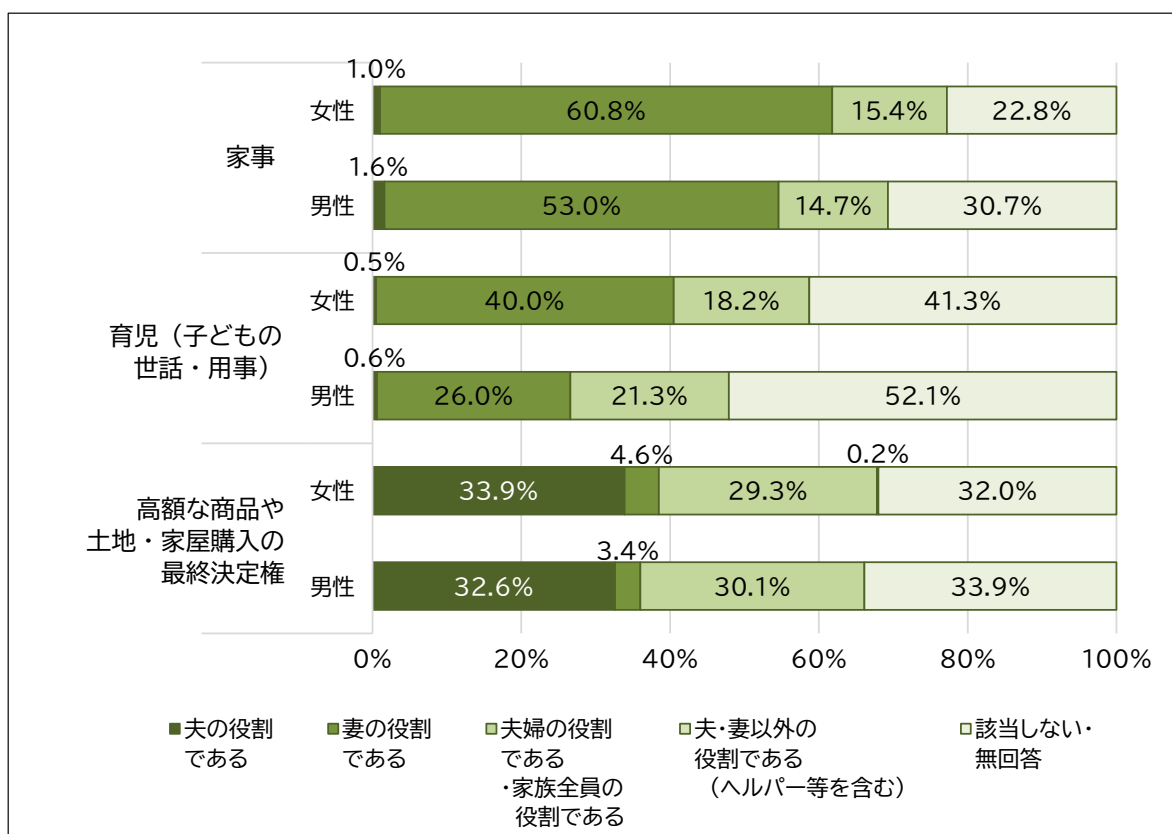
→固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会

### 阿久根市の現状と課題

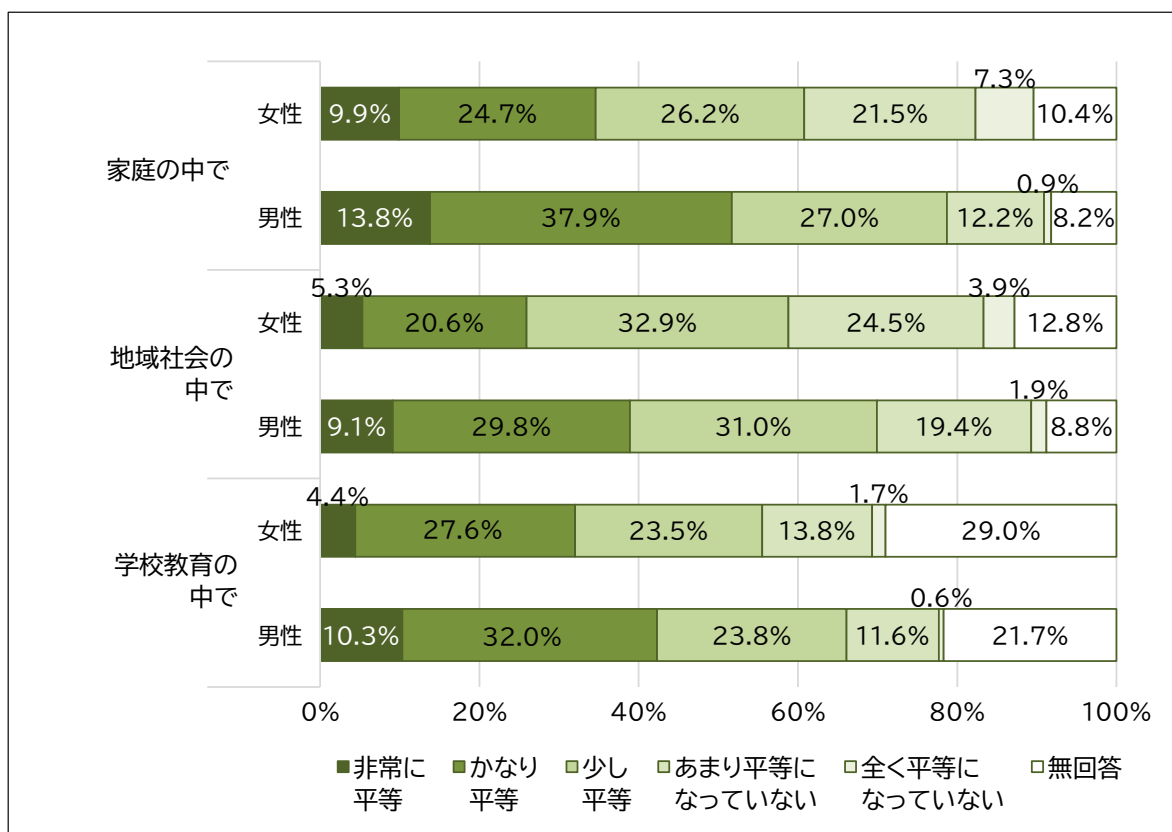
#### 現 状

- 阿久根市の調査において、家庭生活の役割分担については「家事」、「育児(子どもの世話, 用事)」、「介護」は「妻」、「子どものしつけ」は「男女同程度」、「区や公民館などの地域活動への参加」は「夫」の役割であると回答したものが多く、特に「家事」については、男女共に半数以上が「妻」の役割との回答でした。
- 男女の平等感について、家庭の中で「非常に平等になっている」、「かなり平等になっている」と回答した割合は男性が51.7%であるのに対して、女性は34.6%となっています。

#### ○家庭における役割分担について



## ○様々な分野における男女の地位の平等感について



(令和2年2月実施アンケート結果)

### 課題

- 家事・育児＝女性の仕事、といったイメージが未だ根強く残っています。
- 固定的な性別役割分担意識※9を解消していくことが重要です。
- 家庭や教育の場において、幼少期からの男女平等意識の形成をしていくことが重要です。
- 人権、男女共同参画への理解促進のため、情報発信及び学習機会の充実が必要です。

#### ※9 固定的(な)性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

## 取組

### 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

#### 【市】

- 一人ひとりがあらゆる分野で、女性、男性の性別にかかわらず自分らしく、多様な生き方を選択できるように、広報紙等での意識啓発に努めます。
- 男女共同参画について市民が正しく理解するために、講演会・セミナーによる意識啓発を行います。
- 慣行の改善に向けた意見を取り入れるため、委員会等での女性の登用率向上に努めます。

#### 【市民・地域社会・事業所】

- 男女共同参画への理解を深めるために、積極的に情報収集を行いましょ。う。
- 「女性がした方がいい」、「男性の役割である」など、性的役割に関する固定観念を周りに押し付けないように、日々の言動に気を付けましょ。う。
- 集会等に参加し、積極的に意見を出し合っていきましょ。う。
- パブリック・コメント※10などを介して、積極的に市政に参加していきましょ。う。
- 事業所や団体における女性の登用率を意識し、平等に意見を取り入れる機会をつくりましょ。う。

#### ※10 パブリック・コメント

パブリック・コメントとは、市の基本的な政策等の策定において、その案の段階で政策等の趣旨、目的、内容などをあらかじめ公表し、広く市民の皆さまからこれらに対する意見等を求め、提出された意見等に対する市の考え方を公表するとともに意見等を考慮して市としての意思決定を行うものです。

## 2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 【市】

- 学校教育の場において、家庭と連携を図りながら、男女平等意識を育む教育と一人ひとりの個性を育む生活、進路指導を行います。
- 学校での男女平等教育を推進するため、教職員の研修を行います。
- 男性が家族の一員として責任を持ち、家庭において家事・子育て・介護に参加することを促進するため、情報提供や各種講座・セミナー等を開催します。
- 家庭・地域における男女共同参画意識の実態の把握に努めます。
- メディア・リテラシー(情報を主体的に判断する力)※11を推進するため、積極的に市民に向けた情報提供を行います。

### 【市民・地域社会・事業所】

- 子どもの将来の選択肢を狭めないように性別による思い込みを持たないように心掛けましょう。
- 公民館などで開催されるセミナーや講演会、講座に積極的に参加し、また情報紙等による情報から、男女共同参画に関して学び、認識を深めましょう。
- 家庭・学校・職場・地域活動等で話し合う場をつくり、様々な考え方があることを意識しましょう。
- 性別に関係なく、家のことは皆で取り組みましょう。

#### ※11 メディア・リテラシー

メディアからの情報をそのまま受け入れるのではなく、自分で考え判断できる能力、メディアにアクセスして活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを行う能力、この3つから構成する複合的な能力のことをいいます。

## 基本方針

- 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進するとともに、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行の見直しを行います。
- 子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成を図るため、学校教育等における男女共同参画の取組を推進します。また、子どもも大人も共に男女共同参画意識の醸成が図られるよう、家庭や地域において、男女共同参画の理解促進に向けた取組を行います。

## 指標と目標

指標		現状 (阿久根市)	参考値 (鹿児島県)	目標値
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合		67.2%	72%	100%
男女共同参画地域推進員の数		2人		8人
男女平等と考える人の割合	家庭の中で	42.6%	39%	70%
	地域社会の中で	31.7%	29.1%	60%

(参考:第3次鹿児島県男女共同参画基本計画)

※ 阿久根市の数値は「非常に平等になっている」「かなり平等になっている」と回答した割合、県の数値は「(男女の地位が)平等である」と回答した割合です。

### 【参考】

指標		阿久根市	鹿児島県
家庭の中で男女平等と考える人の割合	男性	51.7%	49.4%
	女性	34.6%	32.6%
地域社会の中で男女平等と考える人の割合	男性	38.9%	37.8%
	女性	25.9%	23.6%

(第3次鹿児島県男女共同参画基本計画, 令和2年2月実施アンケート結果)

## 基本目標2 あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

### →生き生きとした活力ある社会

#### 阿久根市の現状と課題

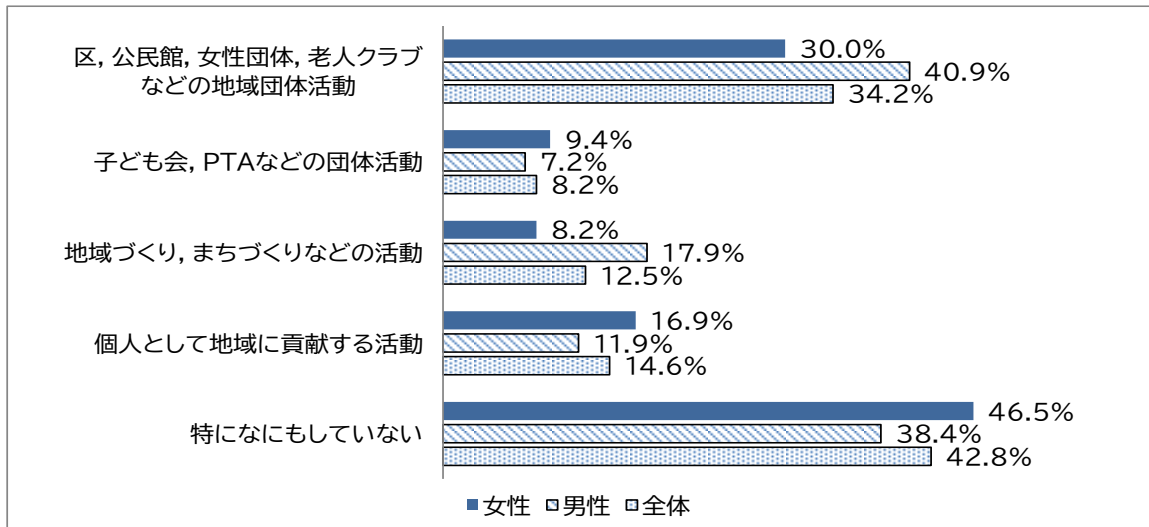
##### 現 状

- 阿久根市において、市職員における管理職に占める女性の割合は11.1%、審議会等委員の女性登用率は17.1%(いずれも令和2年4月1日現在)となっており、この分野では国が掲げた「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を達成していません。
- 地域活動への参加状況について、女性では、「特に何もしていない」が46.5%と最も高くなっており、それ以外では、「区、公民館、女性団体、老人クラブなどの地域団体活動」、「特定の団体やグループに属さず、個人として地域に貢献する活動」の回答が高くなっています。
- 防災や環境の分野での女性の参画が少ない状況にあります。
- 住んでいる地域での雰囲気や慣習については、「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」、「団体の長や代表などには男性になる方がよい(なるものだ)」という雰囲気がある」などの回答が高くなっています。
- LGBT※12など性的マイノリティに関する認知度は半数程度にとどまっています。

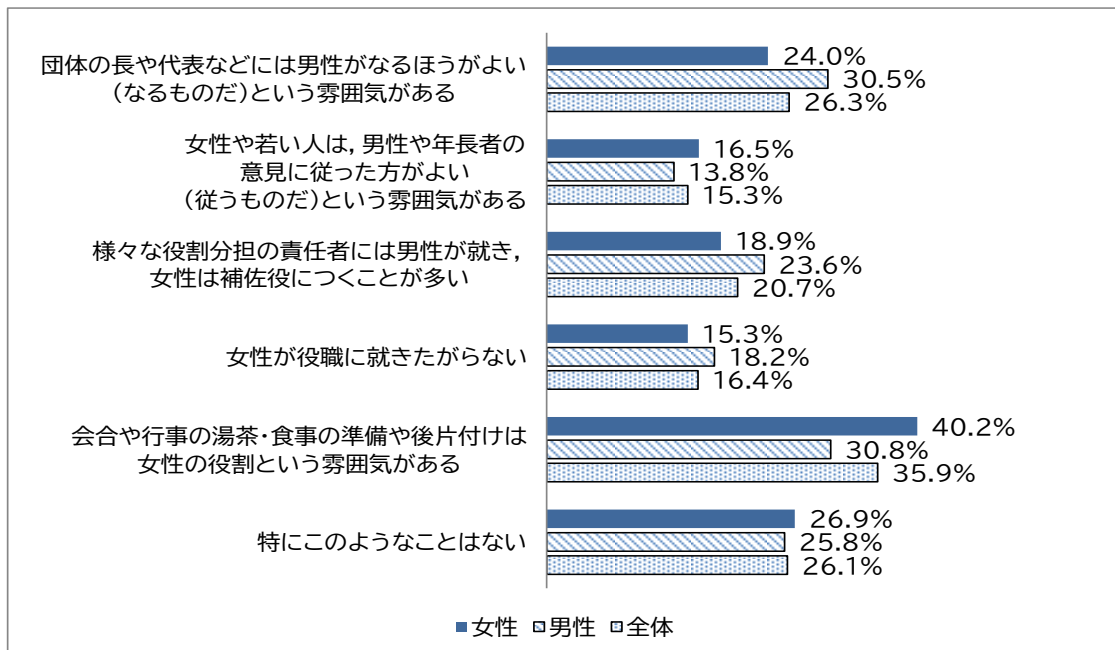
##### ※12 LGBT

性的少数者の総称です。女性を好きになる女性のレズビアン(L)、男性を好きになる男性のゲイ(G)、両性愛のバイセクシュアル(B)、心と体の性が一致しないなどのトランスジェンダー(T)の頭文字をとっています。これに自分の性別が分からない・意図的に決めないQ(クエスチョニング・クィア)を含んで「LGBTQ」と総称する場合があります。

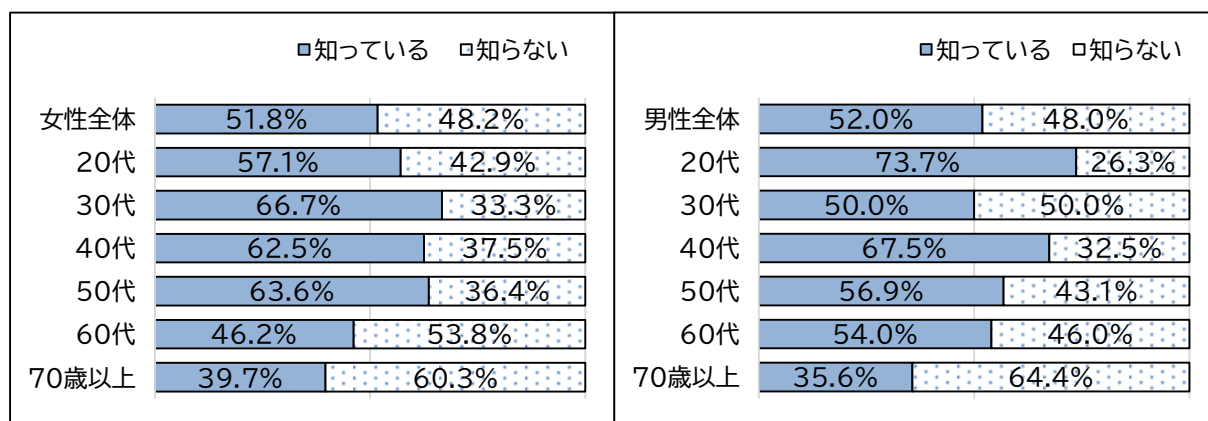
## ○地域活動への参加状況について



## ○住んでいる地域での雰囲気や慣習について



## OLGBT(性的マイノリティ)について



(令和2年2月実施アンケート結果)

### 課題

- 事業所への働きかけや経営者、人事担当者等の理解、意識啓発が求められています。
- 地域社会に残る固定的な性別役割分担意識により、まちづくりや防災分野、コミュニティ活動などの地域活動への女性の参画が遅れている中で、女性も男性も関係なく、出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。
- 男女共同参画の視点に立ち、性別はもちろん、年齢、国籍などにかかわらず、全ての人に配慮した防災対策が重要です。
- 環境の分野については、組織の運営や活動の進め方など、あらゆる分野での男女共同参画を推進していくことが、持続可能な社会を形成していく上でますます重要になってきています。
- 国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが必要です。
- LGBTなどの性的マイノリティについての理解を深め、偏見や差別の根絶が求められています。



### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### 【市】

- 審議会等の委員に、女性を積極的に登用することが必要であるという意識を徹底させます。また、委員として参加している女性の情報を市民参加人材名簿としてとりまとめ、団体への協力要請など、それぞれの審議会の状況に応じた方法を用いて女性の登用拡大を目指します。
- 日常的な業務分担が男女均等になっていることを、所属の管理職を中心に再確認を行うとともに、能力と適性に基づき、女性職員の管理職への更なる登用を進めます。
- 市政を担う市職員の能力向上を図り、性別にとらわれず、それぞれの能力や適性に応じた職員配置及び採用に努めます。
- 経済団体や地域団体等と連携して事業を実施し、団体や地域に向けて、女性参画推進の研修等を行います。

#### 【市民・地域社会・事業所】

- 審議会等の委員に参画できる機会があれば、積極的に参画するように努めましょう。
- 女性の参画を促進するために、男性の育児休業や介護休業取得を促進するとともに、女性の能力開発・人材育成など女性のエンパワーメント支援に取り組み、女性の意識改革に努めましょう。

## 2 男女共同参画の視点に立った市民協働による地域課題の解決

### 【市】

- 男女共同参画の視点を地域コミュニティ活動に取り入れるため、地域団体等の女性役員の登用を促進します。また、PTA役員などへの女性の登用を促進します。
- 様々な分野における女性のための学習機会を提供するなど、女性リーダーを育成します。
- 男女共同参画に関する普及・啓発、情報提供、行政の男女共同参画施策の推進への協力などを行う男女共同参画推進員の増員を図ります。

### 【市民・地域社会・事業所】

- 様々な地域活動等に、性別や年齢を問わず、積極的に参画するように努めます。
- NPO活動やボランティア活動等に参画して、行政との協働に積極的に取り組みます。

## 3 防災・環境分野への男女共同参画の推進

### 【市】

- 避難所における男女のニーズの違い等を踏まえた災害対応マニュアルの整備を行います。
- 出前講座※13等を通じて、男女共同参画の視点に基づいた自主防災リーダー養成を進めていきます。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上を図ります。
- 消防団、自主防災組織等における活動への女性の参画を拡大するなど、防災の現場における女性の参画の拡大に取り組みます。

#### 【市民・地域社会・事業所】

- 防災訓練などの地域の活動に積極的に参加しましょう。
- 地域において、男性優先の慣習を改め、男女ともに活動しやすい環境づくりを目指しましょう。

## 4 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献(SDGsの推進等)

#### 【市】

- 国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。
- 多様な性のあり方やLGBTなど性的マイノリティへの理解を深め、全ての市民が安心・安全に過ごせるよう啓発活動を進めるとともに生活面での配慮をします。
- 外国人等様々な偏見等により生活上の困難に直面しやすい人々の支援に当たっては、女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。

#### 【市民・地域社会・事業所】

- 自分にできることから国際交流を実践し、国際理解を深めていきましょう。
- 立場の違いや相手の抱える困難を理解するように努め、お互いを尊重する地域社会を目指しましょう。
- 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※14)や同意のない性的指向・性自認の暴露(アウトティング※15)で不用意に相手を傷つける発言を行わないよう広い視野をもった生活を心がけましょう。

## 基本方針

- 市の審議会等委員について、女性の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。また、女性の参画を促進するために、女性の能力開発・人材育成など女性のエンパワメント※16支援に取り組み、女性の意識改革に努めます。
- 地域活動やボランティア活動への参画を周知するとともに、男女共同参画の促進が図られるよう啓発を行っていきます。また、地域における活動団体への助言・指導やボランティアの養成などに努めます。
- 防災や環境の分野などでの固定的な性別役割分担を見直し、災害現場や避難場所において女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進めます。また、防災の分野における女性の参画を進めます。
- 国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供するとともに、「誰ひとり取り残さない」理念のもと「ジェンダー※4平等」を掲げるSDGs※3を推進します。

### ※13 出前講座

阿久根市が、市民とともにまちづくりを進めるため、市の施策や制度、事業などについて、話をする制度です。市のホームページで取扱いを行っている講座情報などを掲載しています。

### ※14 アンコンシャス・バイアス

「無意識の偏見」「無意識の思い込み」。性別、国籍、年齢などによる偏見など、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り・思い込みを表します。多様性を認める社会を推進させるためには、相手とのコミュニケーションを通して、様々な場面でもたらされるアンコンシャス・バイアスの影響を削減することが不可欠です。

### ※15 アウティング

本人の同意なく、その人の性的指向や性自認に関する情報を第三者に暴露することです。

### ※16 女性のエンパワメント

エンパワメントは直訳すると「力をつけること」という意味になります。女性が政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で、自分で意思決定し、能力を発揮できるよう力をつけることを意味します。

### ※4 ジェンダー【p.5用語解説 再掲】

人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」や「女性像」があります。これをジェンダー（社会的性別）といいます。

### ※3 SDGs(エスディーゼズ)【p.2用語解説 再掲】

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標です。2030年までに達成すべき17の目標と、この目標をより具体化した169のターゲットを掲げています。

この17の目標のうち「目標5 ジェンダー平等の実現」は、本計画の取組と深い関わりがあります。

## 指標と目標

指標		現状 (阿久根市)	参考値 (鹿児島県)	目標値
各種審議会における女性の割合		17.1%	16.5%	30%
市の管理職員における女性の割合		11.1%	6.0%	20%
PTA役員における女性の割合		40.0%		50%
言葉の認知度	「ジェンダー」	42.4%		60%
	「LGBT」	52.0%		70%

(参考:第3次鹿児島県男女共同参画基本計画)

※市の管理職員における女性の割合の数値は、「課長相当職」における女性の割合です。

### 【参考】

指標	鹿児島県
自治会組織の代表者における女性の割合	6.6%
PTA会長(小中学校)に占める女性の割合	7.1%

(参考:第3次鹿児島県男女共同参画基本計画)

## 基本目標3 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

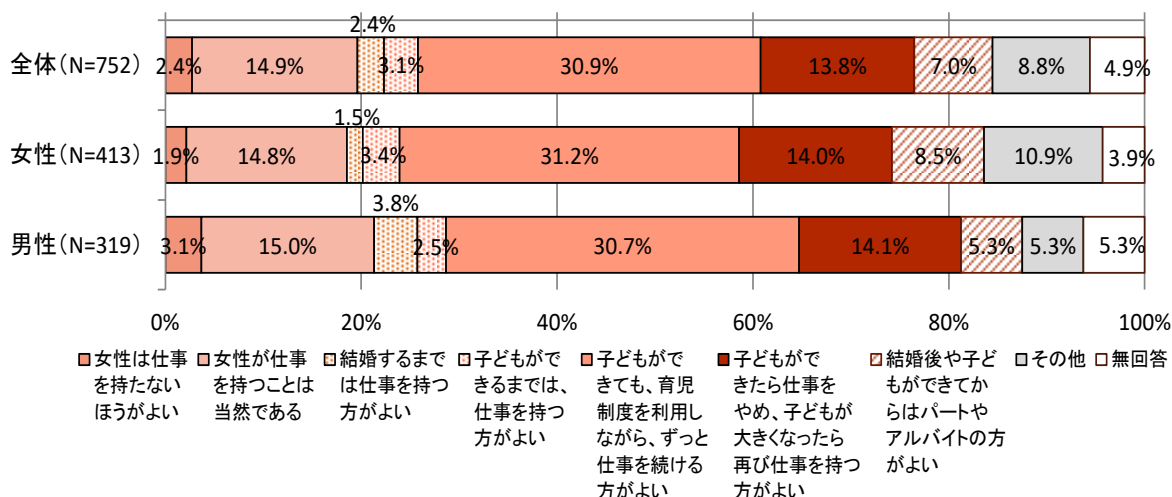
→男女が個性と能力を発揮できる社会

### 阿久根市の現状と課題

#### 現 状

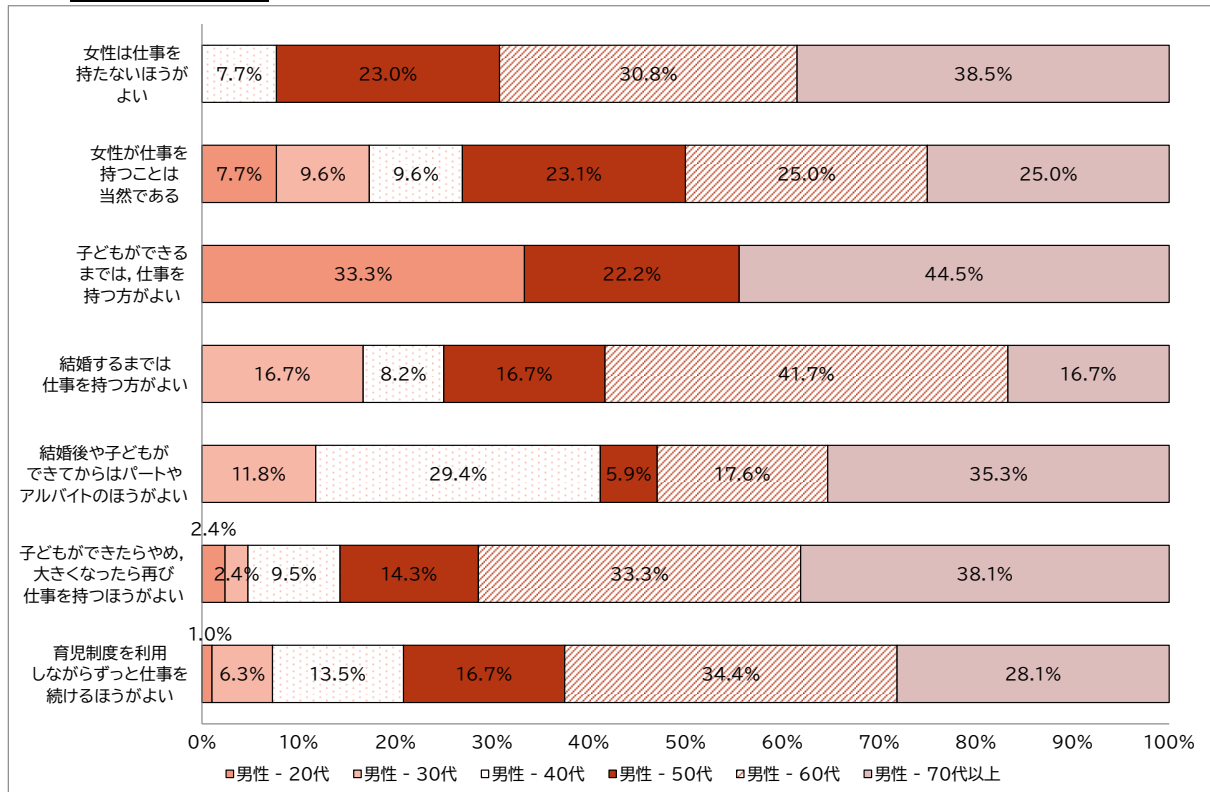
- 阿久根市の調査において、女性が仕事を持つことに対する意識については、「子どもができて、育児制度を利用しながら、ずっと仕事を続ける方がよい」との回答が30.9%で最も高く、次いで「女性が仕事を持つことは当然である」(14.9%)、「子どもができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」(13.8%)などとなっています。
- 「結婚するまでは仕事を持つ方がよい」と回答した人の年代を分析すると、女性の60代以上、男性の30代以上がそのように回答していました。結婚後は家庭を重視してほしいという考え方が、男性のみならず女性の意識にも依然として残っていることがうかがえます。
- 仕事を持っている理由については、「生計を維持するため」が35.9%で最も高く、平成22(2010)年に実施した前プラン策定時のアンケート結果と比較すると、約2倍となっています。次いで「将来に備えて貯蓄するため」(23.1%)、「働くのが当然だから」(18.6%)などとなっています。女性は、男性より「家計の足しにするため」、「自分で自由に使えるお金を得るため」などとの回答が多くなっています。

#### ○女性が仕事を持つことに対する意識について

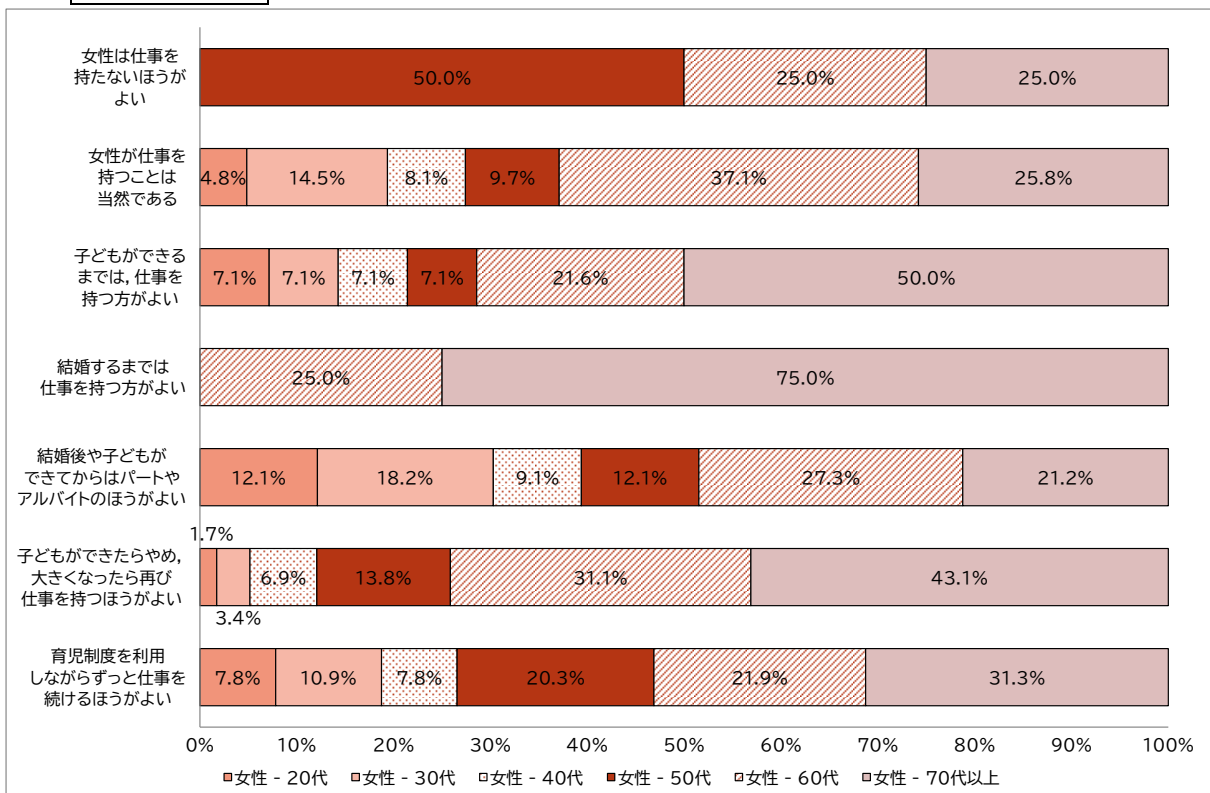


## ○女性が仕事を持つことに対する意識について(年代別)

### 男性の年代別

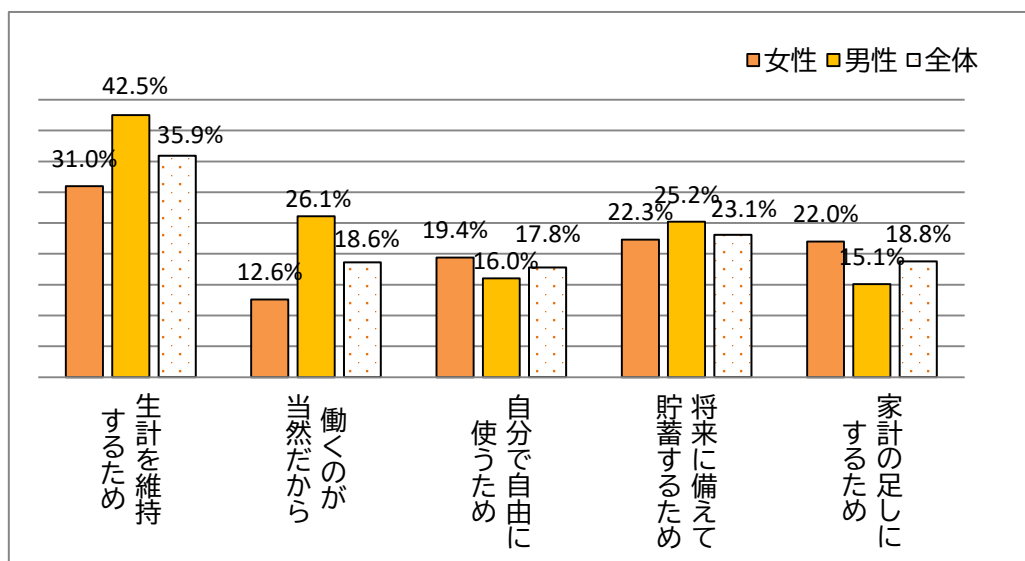


### 女性の年代別



(令和2年2月実施アンケート結果)

## ○仕事を持っている理由について



(令和2年2月実施アンケート結果)

### 課題

- 働き方改革関連法による労働基準法等の関係法律の改正により、小規模事業者も含む全事業者に、長時間労働の削減や育児・介護休業制度の普及などの環境整備が求められています。
- 共働き世帯の増加・女性の自立化から、女性の活躍に対する支援活動を推進していく必要があります。
- 働きながら個人の時間を持ち、豊かな生活を送れるようにするため、家庭での男女の協働とワーク・ライフ・バランス※2を推進する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスを保ちつつ働き続けるためには、子育て支援及び介護支援の充実を図ることが必要です。

#### ※2 ワーク・ライフ・バランス【p.2用語解説 再掲】

男女が共に人生の各段階において、仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のことを指します。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を以下のように定義しています。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。



## 取組

### 1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

#### 【市】

- 女性活躍推進法により、一般事業主行動計画策定が努力義務となっている事業主に対し、策定・推進のための情報提供を行います。
- 国・県等と連携し、再就職を希望する者を対象としたセミナーの開催や企業と連携した情報提供を行います。また、ハローワーク等において、職業相談、職業紹介を行い、再就職及び職場復帰を支援します。
- 育児や介護などにより退職した女性の再就職支援や、女性の能力開発を支援します。
- 農業経営に関する知識や技能を習得するための研修などを行うとともに、家族経営協定※17の普及を図ります。
- 商工自営業等に従事する女性の就業実態の把握に努め、男女共同参画の視点に立った家族経営協定の締結などの取り決めを働きかけるとともに、労働が適正に評価され、安全で快適に働くための研修機会や情報提供に努めます。
- 起業・創業を目指す人への各種セミナーや支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。

#### 【市民・地域社会・事業所】

- 資格取得のセミナー等に積極的に参加し、自らの能力向上に向けて主体的に行動しましょう。
- 様々な場で自分の意見をはっきり主張しましょう。
- 働くことへの意識を高め、能力発揮に努めましょう。
- 男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、従業員への周知に努めましょう。

#### ※17 家族経営協定

家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認め合い、かけがえのない対等な仲間として、農林漁業の経営を“共同経営的に”営むための協定のことです。経営の方針や家族一人ひとりの役割・就業条件について家族で話し合いながら取り決めていくもので、内容や様式に決まりはありません。

## 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 【市】

- 国や県等と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催、広報紙やパンフレットの活用など情報提供等に努め、各種制度の周知を行います。
- 男女が共に育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用することができる職場の雰囲気づくりに努めるとともに、男性の育児休業取得を奨励します。
- 市内事業者に対し、国や県の支援・助成制度や優良事例などの情報を提供し、制度利用を促進します。
- 妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。
- 仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメント※18の防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。
- 仕事と育児・介護の両立への支援、育児・介護離職の防止などを図るため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実、ニーズに応じた介護サービスの充実を図ります。

### 【市民・地域社会・事業所】

- 仕事中心の生活から、家庭・地域を視野に入れたバランスのとれたライフスタイルに転換できるように自分に合ったワーク・ライフ・バランスを意識します。育児・介護サービスを利用しながら家族みんなで助け合います。
- 育児・介護休業制度について従業員等に情報提供を行い、男性も含めて取得しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 長時間労働の削減など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに努めます。

## 基本方針

- 働く場において、より多くの女性が能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援を進め、女性が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。また、女性の創業支援の充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を支援します。
- 男女が対等なパートナーとして、本人の意思を尊重しつつ、仕事と家庭を両立させるため、男性の仕事優先意識や長時間労働などの働き方を見直し、女性も男性も家庭や地域の中でバランスの取れた生活を実現するため、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

## 指標と目標

指標	現状 (阿久根市)	目標値
市の男性職員の育児休業取得率	0.0%	10%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	29.1%	50%

### ※18 ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる言動のことです。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得ます。

代表的なものであるセクシュアル・ハラスメントは、性的いやがらせのこと。相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することです。

具体的には、性的な冗談、容姿についてのからかい、性的な中傷の流布、身体に触る、抱きつく、食事やデートへの執拗な誘い、性的な関係を求めることなどがあげられます。いわゆる暴行、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為はセクシュアル・ハラスメントであり、職場だけでなく、学校でも同様です。

## 基本目標4 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

→人権を尊重し、多様性を包含する社会

### 阿久根市の現状と課題

#### 現 状

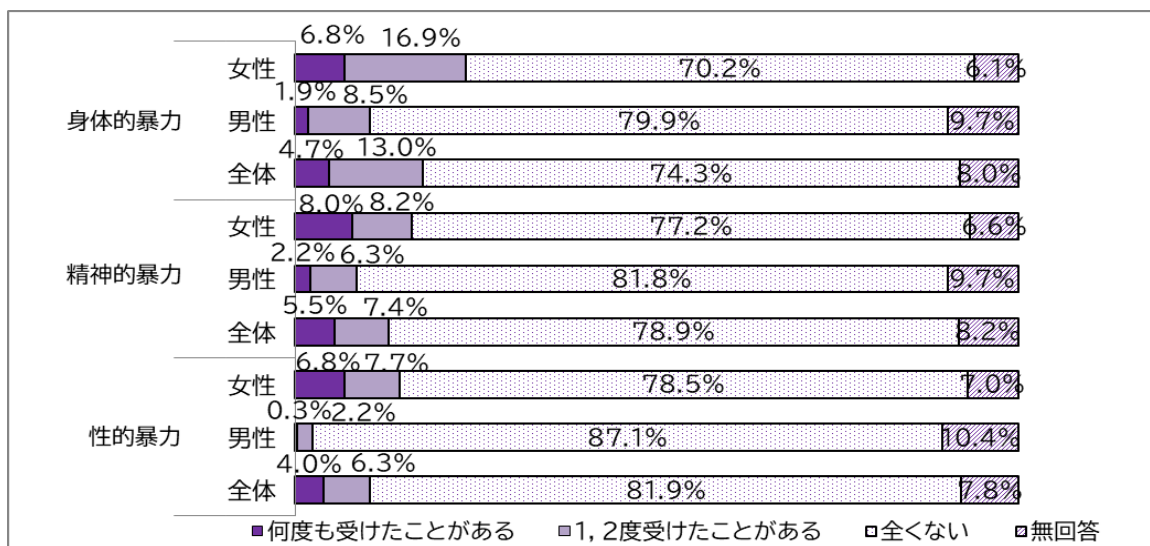
- 阿久根市の調査において、親しい間での暴力(配偶者・パートナー・恋人からの暴力):DV※1について、「何度もあった」、「1, 2度あった」との回答割合が高いものは、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」が最も高く17.7%という結果でした。次いで「人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家庭に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた」、「嫌がっているのに性的な行為を強要された」と続いています。
- 女性は、男性よりいずれの項目でも、回答割合が高くなっています。また、男性の被害者も少数ではありますがどの項目においても存在しています。
- 職場や学校、地域でのセクシュアル・ハラスメントについては、「経験がある」との回答割合が高いものは、「容姿・年齢・結婚などについて、あれこれと話題にされた」が19.9%で最も高く、次いで「性的な冗談やひわいなことを話題にされた」(13.6%)、「宴会などでお酌・デュエット・ダンスなどを強要された」(11.0%)などと続いています。女性は、男性よりほとんどの項目で、回答割合が高くなっています。

#### ※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)【p.2用語解説 再掲】

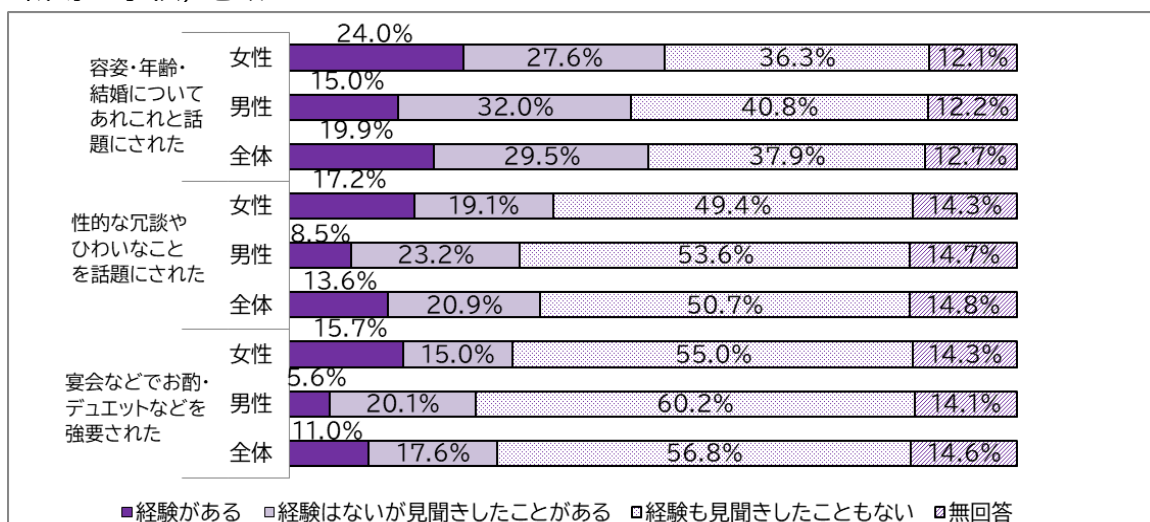
「夫や恋人などの親密な関係にある(又は親密な関係にあった)人から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使われることが多いですが、広い意味では女性以外にも家庭内の子どもや高齢者などへの暴力も指します。

また、DVIには、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力も含まれます。

## ○親しい間での暴力について



## ○職場や学校、地域でのセクシュアル・ハラスメントについて



(令和2年2月実施アンケート結果)

### 課題

- 配偶者等からの暴力は、家庭内など人の目に触れにくく、被害が潜在化する傾向があります。暴力に気づいた周囲の人が関係機関に連絡したり、被害を受けた人が迷わず相談できるよう、配偶者等暴力被害防止の啓発や相談窓口を周知することが重要です。
- 支援者の不注意による情報漏えいや関係機関との連携不足により、被害者が二次被害を受けることのないよう、守秘義務や情報管理の徹底が必要です。
- ストーカー行為、性暴力、ハラスメント等を未然に防止するためには、それぞれが人権を侵害する許されない行為であるという認識を高めることが必要です。

## 取組

### 1 配偶者等からの暴力の根絶

#### 【市】

- 暴力を許さない意識の醸成に向けて、広報紙、ホームページ、SNS媒体を利用して、DVに関する意識啓発を行います。
- 被害者となりうる女性が相談しやすい環境づくりとして、女性相談員を設置します。
- 民生委員・児童委員、人権擁護委員等の身近な相談役と連携をとり、被害が潜在化しないよう努めます。
- 国籍や障がいの有無、年齢等を問わず全ての被害者が人権を尊重され支援が受けられるよう対応を徹底します。
- 国、県、警察、裁判所、医療機関、民間支援団体、さらには他市町村など広域的な連携を図り、被害者の安全の確保に努めます。
- 被害者が生活の再建を果たすための生活面での支援や子育て支援等の充実を図ります。
- 被害者の個人情報適切に扱われるように、市役所における被害者保護のための支援措置制度についての整備を図るとともに、職員への周知徹底を図ります。
- 配偶者等からの暴力が子どもに与える影響についての意識啓発を図るとともに、デートDV※19など、若年層へ向けたDV予防教育を充実します。

#### 【市民・地域社会・事業所】

- DV(ドメスティック・バイオレンス)は重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- 暴力に気づいたら、警察、配偶者暴力相談支援センター等に相談・通報して被害者支援に努めましょう。
- 「周りに知られたくない」、「自分が我慢すればよい」と考えずに、DV相談ナビなどの公的機関に相談するよう努めましょう。

## 2 男女の人権の尊重と自立への支援

### 【市】

- 市の広報紙やホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、相談できる環境整備を図ります。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※20の啓発を促進し、また、性と生殖に関する悩みや性同一性障害の悩みなど、各種相談に応じて助言や情報提供などを行います。
- 自殺に関する相談、自殺予防に関する啓発活動を充実します。
- 思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう、講座の実施や情報提供を行います。
- 男女共に主体的に活動ができるよう、健康増進・健康保持の環境づくりに努めます。
- 介護の役割を女性に固定せず、男女が協力して行うものという認識を浸透するため情報提供を行います。
- 介護サービスの充実を図り、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。
- 在宅の高齢者や障がいのある人の居宅生活や地域生活を支援します。
- 行政サービスの充実を図り、外国人労働者やひとり親世帯、障がいのある人など様々な困難に直面する人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

### 【市民・地域社会・事業所】

- 生涯を通じて、自分の健康を考え、自主的な健康づくりに努めましょう。
- 運動や、定期健診を通して自分の健康状態の把握に努めましょう。
- 周囲で困っている人がいたら積極的に声掛けを行い、助け合いましょう。
- 家事・育児・介護は家族みんなで取り組みましょう。
- 周囲の地域環境が子どもの成長に与える影響を意識しましょう。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、職場におけるハラスメントを防止する体制を整備しましょう。
- お互いの人格や価値観を尊重し、自らの言動に注意するとともに、上司、管理職の立場の人は職場内でのハラスメントになり得る言動について配慮しましょう。

## 基本方針

- 配偶者等からの暴力(DV)を防止し, 被害者の早期発見, 早期対応を図るため, 暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに, 相談窓口の周知を図ります。また, 関係機関が連携して相談対応, 保護, 自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。
- 日常生活において様々な困難に直面する人々に対し, 自立した生活や暮らしの安心確保のための支援を行います。また, 生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせるよう, 行政や関係団体, 地域が密接に連携した総合的な支援や相談体制の構築を進めます。

## 指標と目標

指標	現状 (阿久根市)	目標値
「DVは人権侵害である」という市民の認識	—	100%

指標	現状 (阿久根市)	目標値	
「暴力を受けたことがある」という市民の割合	身体的暴力	17.7%	0%
	精神的暴力	12.9%	0%
	性的暴力	10.3%	0%
「セクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある」と回答した割合	19.9%	0%	



#### ※19 デートDV

同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。身体的暴力(叩く、殴る、蹴るなど)、精神的暴力(相手の嫌がる言葉を使う、人格を否定するなどの相手の精神を傷つける行為)、行動の制限(携帯電話のメール、着信履歴などのチェック、行動・服装などの制限や強制、交際範囲の制限など相手を束縛する行為)、性的暴力(無理やりキス・性交する、わいせつな写真・動画を撮影する、避妊に協力しない、などの強制を伴う性行為)、経済的暴力(デートで常におごらせる、無理やり物を買わせるなどの相手の経済的自由を損なう行為)があります。

#### ※20 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)

人々が生殖の過程で、身体的、精神的、社会的に良好な状態であること、それを享受する権利を意味しています。性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること、(リプロダクティブ・ヘルス)自分の体に関することを自分自身で決められる権利(リプロダクティブ・ライツ)を合わせた言葉です。

## 数値目標一覧【再掲】

指標		現状 ※1	目標値 ※1	
基本目標1	「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	67.2%	100%	
	男女共同参画地域推進員の数 ※2	2人	8人	
	男女平等と考える人の割合	家庭の中で	42.6%	70%
		地域社会の中で	31.7%	60%
基本目標2	各種審議会における女性の割合 ※3	17.1%	30%	
	市の管理職員における女性の割合 ※3	11.1%	20%	
	PTA役員における女性の割合 ※3	40.0%	50%	
	言葉の認知度	「ジェンダー」	42.4%	60%
「LGBT」		52.0%	70%	
基本目標3	市の男性職員の育児休業取得率 ※3	0.0%	10%	
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	29.1%	50%	
基本目標4	「DVIは人権侵害である」という市民の認識	—	100%	
	「暴力を受けたことがある」という市民の割合	身体的暴力	17.7%	0%
		精神的暴力	12.9%	0%
		性的暴力	10.3%	0%
	「セクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある」と回答した割合	19.9%	0%	

※1 特に記載のない限り、「現状」の数値は令和2年2月実施のアンケート結果の数値、「目標値」の数値は実施事業の見直しを実施する5年後(令和7年度)の目標数値とします。

※2 「男女共同参画地域推進員」の目標数値は「阿久根市まちづくりビジョン」における令和6年度の数値とします。

※3 「各種審議会における女性の割合」、「市の管理職員における女性の割合」、「PTAにおける女性の割合」「市の男性職員の育児休業取得率」における阿久根市の現状数値は令和2年4月現在(最新)の数値です。

## 資料編



# 1 男女共同参画をめぐる動き

	国際的な動向	日本の動き	鹿児島県の動き	阿久根市の動き
1975年 (S50)	○第1回国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議設置 ○総理府婦人問題担当室設置 ○「育児休業法」成立(S51年施行, 女子教員・看護婦・保母を対象)		
1976年 (S51)	○「国連婦人の10年」始まる	○「民法改正・施行(婚氏続柄制度)		
1977年 (S52)		○「国内行動計画」(S52～S61)策定 ○国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館		
1979年 (S54)	○「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約(女子差別撤廃条約)」採択		○女性問題の窓口を青少年婦人課に設置 ○婦人関係行政推進連絡会	
1980年 (S55)	○国連婦人の10年中間年世界会議(第2回世界女性会議コペンハーゲン) ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」署名 ○「民法」及び「家事審判法」改正(配偶者の相続分引き上げ)	○婦人の生活実態と意識調査実施 ○第1回「婦人の船」中国へ派遣	
1981年 (S56)	○「女子差別撤廃条約」発効 ○ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)」採択	○「国内行動計画」後期重点目標決定	○「鹿児島県婦人対策基本計画」策定(計画期間:S56年度～S60年度)	
1984年 (S59)		○「国籍法」及び「戸籍法」改正(国籍の父母両系主義採用)		
1985年 (S60)	○国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議ナイロビ) ○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○生活保護基準額の男女差別解消○「国民年金法」改正(女性の年金権の確立) ○「男女雇用機会均等法」公布(S61年施行) ○「女子差別撤廃条約」批准	○鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」を掲げる ○広報誌「かごしまの婦人」発刊(S60年～H元年)	
1986年 (S61)		○「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止, 母性保護規定の拡充) ○婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ○婦人問題企画推進有識者会議開催		

	国際的な動向	日本の動き	鹿児島県の動き	阿久根市の動き
1987年 (S62)		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (H元)			○女性問題に関する県民意識調査実施 ○広報誌「かごしまの女性」発刊(H元年～H3年)	
1990年 (H2)	○国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		○婦人政策室設置	
1991年 (H3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ○「育児休業法」公布(H4年施行)	○婦人政策室を女性政策室に改称 ○「鹿児島女性プラン21」策定 ○鹿児島女性プラン21推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置	
1992年 (H4)	○国連環境開発会議(リオデジャネイロ)	○婦人問題担当大臣任命	○広報誌「ハーモニー」発刊(H4～H16)	
1993年 (H5)	○世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ○「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○中学校での家庭科の男女必修実施 ○「パートタイム労働法」公布・施行		
1994年 (H6)	○国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	○高校での家庭科の男女必修完全実施 ○総理府男女共同参画室設置 ○男女共同参画審議会設置 ○男女共同参画推進本部設置		
1995年 (H7)	○第4回国連世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児・介護休業法」成立(介護休業に関する部分をH11年から実施)	○鹿児島県「女性の翼」団員を北京の世界女性会議・NGOフォーラムへ派遣 ○鹿児島の男女の意識に関する調査実施	
1996年 (H8)		○男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ○「男女共同参画ビジョン」答申○「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ○「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」公布・施行		

	国際的な動向	日本の動き	鹿児島県の動き	阿久根市の動き
1997年 (H9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画審議会設置法」により男女共同参画審議会設置</li> <li>○「男女雇用機会均等法」改正(母性保護はH10年、その他はH11年に施行)</li> <li>○「労働基準法」改正(H11年施行)(深夜・休日・時間外労働における女性就業規制の撤廃)</li> <li>○「介護保険法」公布(H12年施行)</li> </ul>		
1998年 (H10)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画社会基本法」についての答申(男女共同参画審議会)</li> </ul>		
1999年 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第43回国連婦人の地位委員会で「女子差別撤廃条約の選択議定書」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>○「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画促進を規定)</li> <li>○農林水産省「農山漁村男女共同参画推進指針」発表</li> <li>○「少子化対策推進基本方針」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「かごしまハーモニープラン」策定</li> <li>○かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務企画課企画係に女性政策担当を設置</li> <li>○「阿久根市男女共同参画行政推進会議」「阿久根市男女共同参画推進連絡会」を設置</li> </ul>
2000年 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>○「児童虐待防止法」公布・施行</li> <li>○「ストーカー規制法」公布・施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「阿久根市男女共同参画推進懇話会」を設置</li> <li>○市内男女1,000人を対象にした「阿久根市の男女の意識に関する調査」を実施</li> </ul>
2001年 (H13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置</li> <li>○「配偶者暴力防止法」公布・施行</li> <li>○第1回男女共同参画週間</li> <li>○閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性政策室を男女共同参画室に改称</li> <li>○「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(H14年施行)</li> <li>○鹿児島県の男女の意識に関する調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「あくね男女共同参画プラン」策定</li> <li>○「あくね男女共同参画プラン」実施計画作成</li> </ul>
2002年 (H14)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健康増進法」公布(H15年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿児島県男女共同参画審議会設置</li> <li>○婦人相談所を配偶者暴力相談支援センターに指定</li> </ul>	
2003年 (H15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第29回国連女子差別撤廃委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行</li> <li>○「少子化社会対策基本法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年男女共同参画課を設置</li> <li>○男女共同参画センターを設置(かごしま県民交流センター)</li> </ul>	

	国際的な動向	日本の動き	鹿児島県の動き	阿久根市の動き
2004年 (H16)		○「配偶者暴力防止法」改正(「配偶者からの暴力」の定義の拡大、都道府県への基本計画の策定義務化等)	○配偶者等からの暴力対策会議設置	
2005年 (H17)	○第49 回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」(ニューヨーク)	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006年 (H18)		○「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別規定の導入等) ○東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ○男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定	
2007年 (H19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等、H20年施行) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○各地域振興局及び各市町の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターに指定 ○鹿児島県の男女の意識に関する調査実施 ○婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更	○「あくね男女共同参画プラン」実施計画改訂
2008年 (H20)		○男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	○「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間: H20年度～H24年度)	
2009年 (H21)		○「育児・介護休業法」改正	○男女共同参画室設置 ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	
2010年 (H22)		○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定		○市内男女2,000人を対象にした「男女共同参画社会についての市民意識調査」を実施
2011年 (H23)	○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) 正式発足		○鹿児島県の男女の意識に関する調査実施 ○鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価	○「新 あくね男女共同参画プラン」策定 ○「新 あくね男女共同参画プラン」実施計画作成
2012年 (H24)	○「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動指針～働く「なでしこ」大作戦～策定 ○「子ども子育て関連3法」成立		



	国際的な動向	日本の動き	鹿児島県の動き	阿久根市の動き
2013年 (H25)	○APEC「女性経済フォーラム」開催	○「生活困窮者自立支援法」公布(H27年施行) ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布(H28年施行) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表 ○「改正ストーカー規制法」施行	○「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H25年度~H29年度) ○鹿児島県男女共同参画基本計画継続評価	
2014年 (H26)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護に関する法律」改正 ○「パートタイム労働法」改正 ○「女性のチャレンジ応援プラン」策定		
2015 (H27)	○第3回国連防災会議(仙台),「仙台防災枠組」採択 ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し,すべての女性及び女児の能力強化を行う)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「子ども子育て支援法」改正		
2016 (H28)		○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ○「育児・介護休業法」の改正	○鹿児島県女性活躍推進会議 女性ワーキンググループ設置 ○男女共同参画に関する県民意識調査実施 ○女性活躍推進に関する企業実態調査実施 ○第2次鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価	
2017 (H29)	○G7男女共同参画担当大臣会合(イタリア)開催 ○「WAW!(国際女性会議)2017」(東京)開催		○「鹿児島県女性活躍推進計画」策定	
2018 (H30)		○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 平成30年5月23日公布・施行	○「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:平成30年度~平成34年度)	
2019 (H31) (R1)		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律 6月公布		○市民男女2,000人を対象にした「男女共同参画社会についての市民意識調査」を実施

	国際的な動向	日本の動き	鹿児島県の動き	阿久根市の動き
2020 (R2)		○「第5次男女共同参画基本計画」策定		○「第3次あくね男女共同参画プラン」策定 ○「第3次あくね男女共同参画プラン」実施計画作成 ○「阿久根市女性活躍推進計画」策定 ○「阿久根市DV防止基本計画」策定
2021 (R3)				○「阿久根市男女共同参画推進条例」制定

資料: 第3次鹿児島県男女共同参画基本計画, 阿久根市企画調整課

## 2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号  
最終改正 平成11年12月22日 法律第160号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第12条)

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

#### 第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に

関する基本的な方針, 基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し, 調査審議し, 必要があると認めるときは, 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し, 意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し, 及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し, 必要があると認めるときは, 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し, 意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は, 議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は, 内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は, 会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は, 次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから, 内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから, 内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は, 同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち, 男女のいずれか一方の議員の数は, 同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は, 非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は, 2年とする。ただし, 補欠の議員の任期は, 前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は, 再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は, その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは, 関係行政機関の長に対し, 監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出, 意見の開陳, 説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は, その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは, 前項に規定する者以外の者に対しても, 必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか, 会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は, 政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は, 公布の日から施行する。

(以下略)

### 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日 法律第64号  
最終改正 令和元年6月5日 法律第24号

#### 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 基本方針等(第5条・第6条)
- 第3章 事業主行動計画等
  - 第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)
  - 第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)
  - 第3節 特定事業主行動計画(第19条)
  - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)
- 第5章 雑則(第30条—第33条)
- 第6章 罰則(第34条—第39条)

#### 附則

##### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### (基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な

施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - ア 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - イ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ウ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、



これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画等

### (一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

### (基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### (認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

### (認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すこ

とができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項のとあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧告して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措

置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

##### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよ

うに努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、

厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(以下略)

## 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

最終改正 令和元年6月26日 法律第46号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条・第2条)

##### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条―第5条)

#### 第3章 被害者の保護(第6条―第9条の2)

#### 第4章 保護命令(第10条―第22条)

#### 第5章 雑則(第23条―第28条)

##### 第5章の2 補則(第28条の2)

#### 第6章 罰則(第29条・第30条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### (定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主

務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助



を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文

書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
  - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- ア 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - イ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ウ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - エ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号アからエまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号アからエまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号アからエまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることがで

きる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

#### 第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

## 5 阿久根市男女共同参画推進条例

令和3年3月16日 条例第5号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第7条)

#### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第8条・第9条)

#### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第16条)

#### 第4章 阿久根市男女共同参画審議会(第17条—第21条)

#### 第5章 雑則(第22条)

#### 附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

阿久根市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画に関する様々な施策の推進に努めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会的慣行、配偶者等に対する暴力など解決しなければならない課題が残されている。

これらの課題解決に加え、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、急激な社会情勢の変化に対応し、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現を一層推進していくことが、阿久根市の将来にわたる豊かで活力あるまちづくりを実現するために重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指して、基本理念を定め、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の基本的な施策に関する必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する全ての個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にある又はあった者の間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、性的又は経済的な暴力をいう。

##### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わ



ず、性別による差別を受けずに個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行などが、性別による固定的な役割分担等を反映し、活動の選択に対して中立ではない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、性別によらず、全ての活動が中立なものになるように配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動の両立 家庭において、家族を構成する全ての人々が相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育や家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてお互いに役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動に参加できるよう配慮すること。
- (5) 教育の場における配慮 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。
- (6) 心身の健康についての配慮 男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮すること。
- (7) 国際的協調 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進について、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及びその他地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女が共同して参画することができる体制や職場環境の整備をしなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他他者に対して身体的若しくは精神的苦痛を与え、又はそれを助長するような行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現及び男女共同参画を阻害するおそれのある性的表現を行わないよう努めなければならない。

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、阿久根市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

#### (市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、必要な広報啓発を行うとともに、教育及び学習機会の充実に努めるものとする。

2 市は、市民等の男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### (防災分野における措置)

第13条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

#### (調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (市民等の申出への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての市民、事業者等からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、第8条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関し市民、事業者等の申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

### 第4章 阿久根市男女共同参画審議会

#### (設置)

第16条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、阿久根市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

第17条 審議会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、各種団体から推薦された者、男女共同参画の推進に関し識見を有する者又はその他必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員を委嘱する場合においては、男女共同参画推進の観点から、男女のそれぞれの数について配慮するものとする。

#### (委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際限に策定されている基本計画は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年阿久根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中第63号を第64号とし、第62号の次に次の1号を加える。

(63)男女共同参画審議会委員	日額 4,600円
-----------------	-----------

## 6 阿久根市男女共同参画行政推進会議設置規程

平成11年10月1日 訓令第14号  
最終改正 令和3年2月10日 訓令第1号

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため、阿久根市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成促進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

(連絡会)

第6条 会長は、男女共同参画社会実現のための施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うため、阿久根市男女共同参画推進連絡会(以下「連絡会」という。)を置くことができる。

- 2 連絡会は、別表に掲げる委員のうち市長が指名する委員が推薦する所属職員をもって組織する。
- 3 連絡会は、調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議及び連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(以下略)

別表(第3条関係)

総務課長、財政課長、企画調整課長、税務課長、市民環境課長、福祉課長、健康増進課長、介護長寿課長、農政課長、水産林務課長、商工観光課長、都市建設課長、会計課長、水道課長、議会事務局長、教育委員会教育総務課長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、教育委員会スポーツ推進課長、学校給食センター所長、監査事務局長、農業委員会事務局長、消防参事

第3次あくね男女共同参画プラン  
(令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度))

発行日／令和3年(2021年)3月  
発行／鹿児島県阿久根市役所 企画調整課  
〒899-1696  
鹿児島県阿久根市鶴見町200番地  
電話 0996-73-1211(代表)  
FAX 0996-72-2029